

2019年度～2023年度

第4次 四日市市
地域福祉計画



2019年3月 四日市市

目 次

第 1 章 計画の見直しにあたって

1. 計画策定（見直し）の趣旨	1
2. 本計画の位置づけ（他の計画との関係）	3
3. 計画の期間	5
4. 計画策定（見直し）の経緯	5

第 2 章 本市の現状と課題

1. 統計から見る本市の現状	6
(1) 人口	6
(2) 世帯	6
(3) 要介護・要支援認定者	7
(4) 障害のある人	7
(5) 出生	8
(6) 生活保護	9
(7) 地域団体	9
(8) 民生委員・児童委員（主任児童委員）	10
2. 地域福祉における取り組みの課題	12
(1) 地域福祉に関するアンケート調査	12
(2) 団体へのヒアリング	18
(3) 本市の地域福祉をめぐる課題	19
3. 第 3 次計画の取り組み	25

第 3 章 計画の理念と目標

1. 計画の基本理念	32
2. 計画の目標	32
3. 施策の体系	33

第4章 地域福祉の推進 ～施策の方向～

1. 相談体制・情報提供体制を充実させる	35
1-1. 相談体制の充実	35
1-2. 情報提供体制の充実	38
2. 地域活動を支援する	40
2-1. 人材の育成・発掘	40
2-2. 地域福祉活動団体への支援	43
2-3. ボランティア活動支援	46
3. 安全・安心に暮らせる仕組みをつくる	49
3-1. 防災、防犯体制の支援	49
3-2. 安心して生活できる仕組みづくり	52
3-3. 自立して生活できる仕組みづくり	53
3-4. ユニバーサルデザインの推進	57
4. 生きがいを持って暮らせる仕組みをつくる	59
4-1. 生きがいを持って暮らせる地域づくり	59
4-2. 地域の支え合いの場づくり	62
5. 福祉事業者の活動を支援する	65
5-1. 健全な運営への支援	65
5-2. 良質なサービス提供のための支援	67

第5章 計画の推進体制

1. 市民、事業者、市の役割	69
2. 民生委員・児童委員（主任児童委員）の役割	70
3. 市と市社会福祉協議会の連携	71
4. 終わりに	71

四日市市地域福祉計画検討委員会 委員名簿	72
----------------------	----

第1章 計画の見直しにあたって

1. 計画策定（見直し）の趣旨

平成12年(2000年)に社会福祉の基本法である社会福祉事業法が社会福祉法へ改正され、地域福祉の推進が明確に位置づけられるとともに、市町村においては、社会福祉法第107条に「市町村地域福祉計画」を策定、公表することが規定されました。

これを受けて本市は、平成16年(2004年)3月に「四日市市地域福祉計画」を、平成21年(2009年)3月に「第2次四日市市地域福祉計画」を、平成26年(2014年)3月に「第3次四日市市地域福祉計画」(以下、「第3次計画」といいます。)を策定してきました。

今回、「第3次計画」策定からさらに5年が経過し、社会福祉法の改正や、新しい法律の施行により施策の追加が行われていること、また、地域における課題がますます複雑化していることから、より現状にあった計画とするため見直しを行い「第4次四日市市地域福祉計画」(以下、「本計画」といいます。)を策定することとしました。

－ 地域福祉とは －

地域福祉とは、共に生きるまちづくりという考え方のもとに、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、生活者としてそれぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉のことです。

その目的は、さまざまな事情から福祉サービスを必要とするようになっても、これまでつくりあげてきた家族、友人、知人との関係を保ち、社会的な活動に参加できることで、誰もが自分らしく、誇りを持って、まちの一員として生活を送ることができるようになることです。

地域福祉を進めるためには、在宅での暮らしを支援するいろいろな福祉サービスを整備することに加え、地域の人々の結びつきを深めるために助け合いや交流活動を盛んにすることなどがとても大切です。

地域福祉の実現には、一部の福祉関係の専門機関だけでなく、地域の方々、ボランティア活動やまちづくりに取り組む市民の方々、保健、医療、住宅、建設、商工業などに携わるさまざまな専門家、団体の方々など、多くの人の協力が必要です。

参考 社会福祉法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2. 本計画の位置づけ(他の計画との関係)

本計画は、「四日市市総合計画」を上位計画とし、その地域福祉分野を推進するための基本的な計画とし、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

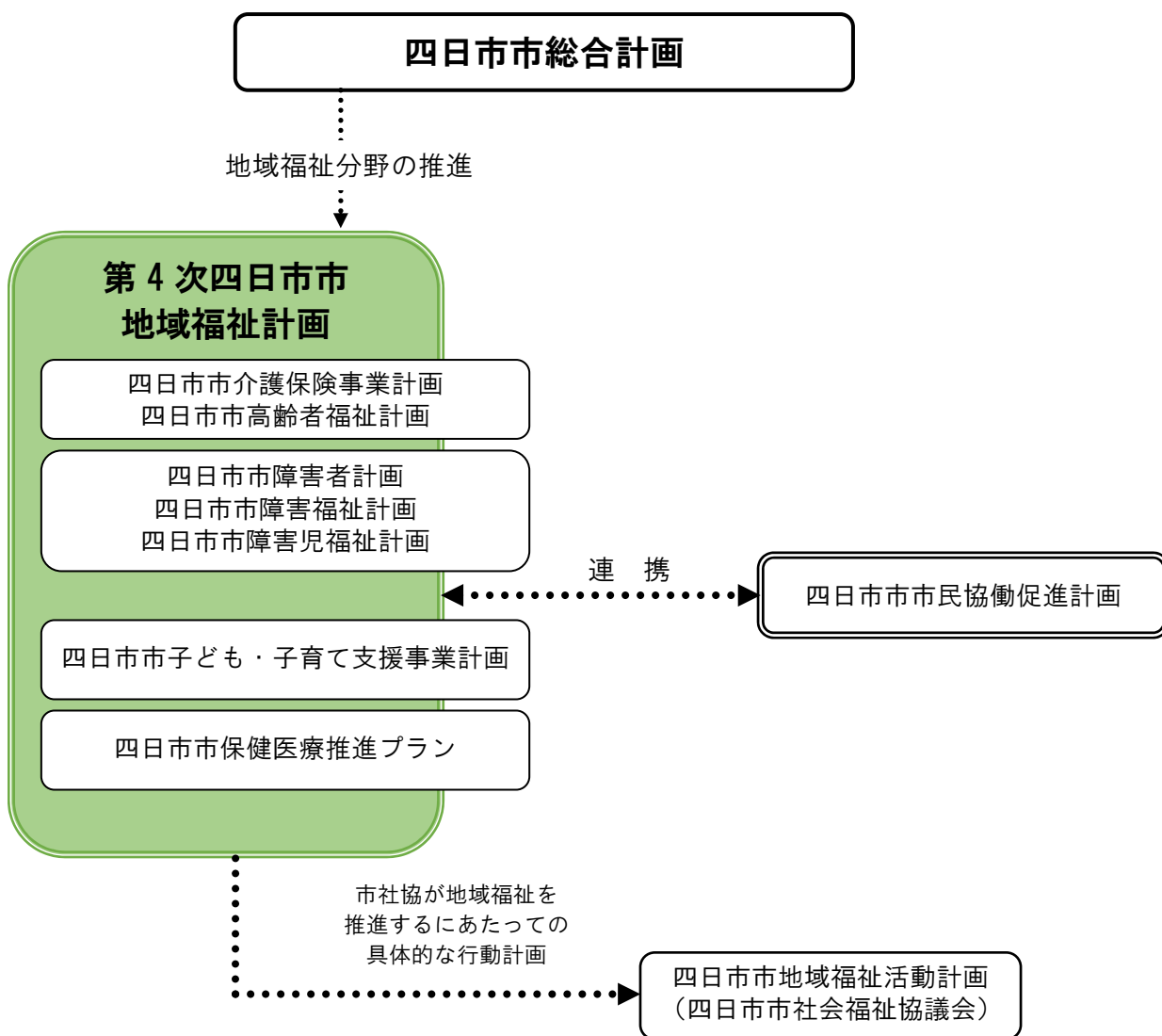
また、本計画の基本目標3「安全・安心に暮らせる仕組みをつくる」における、「必要な施策 3-3 (1) 生活困窮者の自立支援」は、生活困窮者自立支援法に基づく本市の取り組みを定めた生活困窮者自立支援方策として、「必要な施策 3-3 (2) 成年後見制度の利用の促進」は、地域福祉活動計画において位置づけられる具体的な実施計画と併せて成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として、「必要な施策 3-3 (3) 再犯防止の推進」は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として、それぞれ位置づけられます。

なお、本市には、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「四日市市障害者計画」「四日市市障害福祉計画・四日市市障害児福祉計画」「四日市市子ども・子育て支援事業計画」「四日市市保健医療推進プラン」といった、高齢者、障害者、子育て、保健医療などの各分野における計画があり、国におけるさまざまな法改正などに留意しながら、それぞれの分野固有の施策、達成目標などを掲げ、推進しています。本計画は、これらの計画に基づき施

策を推進していく上で、共通する考え方やその基本的な方向を定めるものとします。

また、四日市市社会福祉協議会が定める「四日市市地域福祉活動計画」を本計画の行動計画と位置づけ、連携を図りながら地域福祉を推進します。

■ 計画の位置づけ イメージ



3. 計画の期間

2019年度から2023年度までの5年間を本計画の期間とします。

4. 計画策定（見直し）の経緯

学識経験者、事業者団体職員、市職員で構成される「四日市市地域福祉計画ワーキンググループ」において、第3次計画の進捗確認、地域における福祉課題の抽出、検討を行いました。福祉課題の抽出にあたっては、地域で実際に事業所や団体に活動されている方々や団体へのアンケートや、面接によるヒアリングを実施し、現場での声を見直しに反映させるよう努めました。

また、法制度面にかかる動きとして、平成27年度(2015年度)に生活困窮者自立支援法が施行され、市町村は生活困窮者自立支援方を市町村地域福祉計画に盛り込むよう国から技術的助言がなされました。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。さらに、再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、市町村は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

こうした課題や論点の検討結果を、学識経験者、地域団体代表、事業者団体代表、当事者団体代表などから構成される「四日市市地域福祉計画検討委員会」に報告し、意見をいただきました。

また、素案の段階でパブリックコメントを実施し、市民の皆さんからもご意見をいただきながら見直しを進めました。

参 考 第3次計画中（平成26(2014)～30(2018)年度）の法制度面の動き

H26(2014)	
H27(2015)	▶ 介護保険法改正 ▶ 子ども・子育て関連三法 施行 ▶ 生活困窮者自立支援法 施行
H28(2016)	▶ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 施行 ▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律 施行 ▶ 再犯の防止等の推進に関する法律 施行
H29(2017)	▶ 障害者総合支援法改正
H30(2018)	▶ 改正社会福祉法 施行

第2章 本市の現状と課題

1. 統計から見る本市の現状

(1) 人口

本市の総人口は、平成26年(2014年)から平成29年(2017年)まで減少の傾向が続き、平成30年(2018年)には若干増加に転じています。

年齢別に見てみると、老年人口のみ6.2%の増加、生産年齢人口、年少人口はそれぞれ1.3%、6.0%減少しており、高齢化の進展を示しています。

■ 人口の推移

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
総人口	人口(人)	312,734	312,539	312,182	311,874	312,279
	人口指数	100.0%	99.9%	99.8%	99.7%	99.9%
老年人口 (65歳以上)	人口(人)	74,774	76,520	77,908	78,771	79,397
	構成比(%)	23.9%	24.5%	25.0%	25.3%	25.4%
	人口指数	100.0%	102.3%	104.2%	105.3%	106.2%
生産年齢人口 (15~64歳)	人口(人)	195,033	193,638	192,597	192,284	192,510
	構成比(%)	62.4%	62.0%	61.7%	61.7%	61.6%
	人口指数	100.0%	99.3%	98.8%	98.6%	98.7%
年少人口 (0~14歳)	人口(人)	42,927	42,381	41,677	40,819	40,372
	構成比(%)	13.7%	13.6%	13.4%	13.1%	12.9%
	人口指数	100.0%	98.7%	97.1%	95.1%	94.0%

※毎年10月1日現在(平成30年(2018年)は7月1日現在)の住民基本台帳人口より

※人口指数は、平成26年(2014年)の値を100として算出したもの

(2) 世帯

本市の世帯数は年々増加しており、平成26年(2014年)と平成30年(2018年)を比較すると、4.5%の増加となっています。総人口と世帯数から1世帯あたりの人数を算出すると、平成26年(2014年)の2.37人に対し、平成30年(2018年)は2.26人となり、0.11人の減少となっています。

■ 世帯数の推移

	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
総人口 (人)	312,734	312,539	312,182	311,874	312,279
世帯数 (世帯)	131,987	133,432	134,541	136,033	137,959
世帯指数	100.0%	101.1%	101.9%	103.1%	104.5%
1 世帯人数 (人)	2.37	2.34	2.32	2.29	2.26
1 世帯人数指数	100.0%	98.7%	97.9%	96.6%	95.4%

※毎年 10 月 1 日現在 (平成 30 年(2018 年)は 7 月 1 日現在) の住民基本台帳より

※世帯指数、1 世帯人数指数は、それぞれ平成 26 年(2014 年)の値を 100 として算出したもの

(3) 要介護・要支援認定者

本市の介護保険の要介護・要支援認定者は、認定者の計で見ると、平成 26 年(2014 年)から平成 30 年(2018 年)にかけて 1,318 人 (10.5%) 増加しています。

また、高齢者数全体に対する認定者の割合である認定率も増加傾向となっています。

■ 要介護・要支援認定者数の推移

	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
高齢者数 (人)	74,774	76,520	77,908	78,771	79,494
要支援 (人)	4,253	4,462	4,850	4,835	4,958
要介護 (人)	8,338	8,275	8,284	8,444	8,951
認定者計 (人)	12,591	12,737	13,134	13,279	13,909
認定率 (%)	16.8%	16.6%	16.9%	16.9%	17.5%

※介護保険事業計画より (毎年 10 月 1 日現在、平成 30 年(2018 年)は推計値)

(4) 障害のある人

本市の障害者手帳所持者は、全体としては増加しています。平成 26 年(2014 年)と平成 30 年(2018 年)を比較すると、身体障害者手帳の所持者は、413 人の減少 (▲3.8%)、知的障害者手帳 (療育手帳) の所持者は、465 人の増加 (23.0%) となっています。また、身体障害者手帳と療育手帳に遅れて制度化され、平成 7 年(1995 年)10 月から交付が始まった精神障害者保健福祉手帳については、制度の浸透とともに 655 人 (38.8%) の増加と大幅に伸びてきており、今後も増加が予想されます。

■ 障害者手帳所持者の推移

	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
身体障害者手帳 (人)	10,849	10,770	10,726	10,547	10,436
身体 指数	100.0%	99.3%	98.9%	97.2%	96.2%
療育手帳 (人)	2,023	2,080	2,164	2,372	2,488
療育 指数	100.0%	102.8%	107.0%	117.3%	123.0%
精神障害者 保健福祉手帳 (人)	1,688	1,806	1,904	2,135	2,343
精神 指数	100.0%	107.0%	112.8%	126.5%	138.8%

※障害福祉課資料・保健衛生事業の概要より（毎年4月1日現在）

※身体、療育、精神の指数は平成26年(2014年)の各手帳所持者数を100として算出したもの

■ 特定疾患、小児慢性特定疾患 患者数の推移

	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
特定疾患 患者数 (人)	2,456	2,294	2,435	2,472	2,219
小児慢性特定疾患 患者数 (人)	282	240	253	261	268
計	2,738	2,534	2,688	2,733	2,487

※保健衛生事業の概要より（毎年4月1日現在）

(5) 出生

本市の出生数は減少傾向にあり、平成27年(2015年)は前年を上回りましたが、平成28年(2016年)は2,490人であり再び減少に転じました。

本市の合計特殊出生率は年々増加しており、国及び県と比較すると高い値ですが、人口を維持するために必要とされる人口置換水準(※)を下回っています。

※人口置換水準とは、長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準をいいます。この水準を下回ると人口が減少することになります。近年の日本における値は2.07ですが、男女の出生性比率等の違いによって変動します。

■ 出生数の推移

	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)
出生数	2,737	2,667	2,533	2,611	2,490

※三重県衛生統計年報より

■ 合計特殊出生率の推移

	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)
国	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44
県	1.47	1.49	1.45	1.56	1.51
市	1.53	1.54	1.50	1.53	1.50

※こども保健福祉課資料

(6) 生活保護

本市の被保護世帯数・被保護人数は、平成 27 年(2015 年)は前年を上回りましたが、平成 28 年(2016 年)からは減少に転じています。

■ 被保護世帯数・被保護人数の推移

	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
被保護世帯数	2,861	2,883	2,880	2,810	2,798
被保護人数	3,986	4,002	3,923	3,723	3,618

※保護課資料

毎年 4 月 1 日現在

(7) 地域団体

①自治会

加入世帯は増加傾向にありますが、加入率はほぼ横ばいとなっており、85%代を推移しています。

■ 自治会加入世帯の推移

	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
加入世帯数	105,371	105,731	107,022	106,725	107,673
加入率	85.2%	85.2%	85.4%	85.4%	85.1%

※市民生活課資料（世帯数は自治会からの報告による）

毎年 4 月 1 日現在

②地区社会福祉協議会

市内の各地域には、地区社会福祉協議会が組織されています。地区ごとの特性に沿った活動を展開しており、小学校区ごとに支部を設置している地区もあります。

③老人クラブ

クラブ数、会員数共に減少してきています。平成 26 年(2014 年)と平成 30 年(2018 年)を比較すると、クラブ数は 20 クラブ(▲9.6.%減少)、会員数は 2,702 人(▲15.9%)減少しています。

■ 老人クラブ加入状況の推移

	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
クラブ数	208	203	201	194	188
会員数	16,981	16,305	15,795	14,801	14,279

※介護・高齢福祉課資料(毎年 4 月 1 日現在)

④ボランティア登録

団体数、団体登録者数、個人ボランティア登録者数いずれも増減はあるものの、全体としては減少傾向にあります。

■ ボランティア登録状況の推移

	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
団体数	206	207	213	193	181
団体登録者数	8,120	8,736	8,793	7,569	6,873
個人ボランティア登録者数	205	217	228	159	147

⑤防災組織

本市では、地区防災組織、自主防災組織が結成されており、地区防災組織連絡協議会としてまとめられています。地区防災組織は平成 8 年(1996 年)から平成 19 年(2007 年)にかけて結成され、平成 30 年(2018 年)現在の組織化率は 100%となっています。

これらの組織は市内各地区内において、防災訓練など、地域特性に応じた取り組みを実施しています。

(8) 民生委員・児童委員(主任児童委員)

高齢化など地域の福祉課題の増加に比例し、定数は 3 年に 1 回の一斉改選ごとに増員となっています。

■ 民生委員・児童委員（主任児童委員）定数の推移

	平成 16 年 (2004 年)	平成 19 年 (2007 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 28 年 (2016 年)
民生委員・児童委員（人）	488	525	533	538	547
主任児童委員（人）	51	54	54	54	55
計	539	579	587	592	602

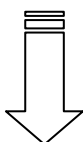
※健康福祉課資料（それぞれ 12 月 1 日現在）

※平成 16 年(2004 年)から平成 19 年(2007 年)にかけては、平成 17 年(2005 年)2 月の楠町との
合併により大幅に増加

2. 地域福祉における取り組みの課題

(1) 地域福祉に関するアンケート調査

計画の見直しにあたっては、地域における現在の福祉課題を把握することが大切です。そこで、地域で実際に事業所や団体などで活動中の方々に対し、活動を行う上で、どのような課題があるのかをお聞きするためのアンケート調査を実施しました。



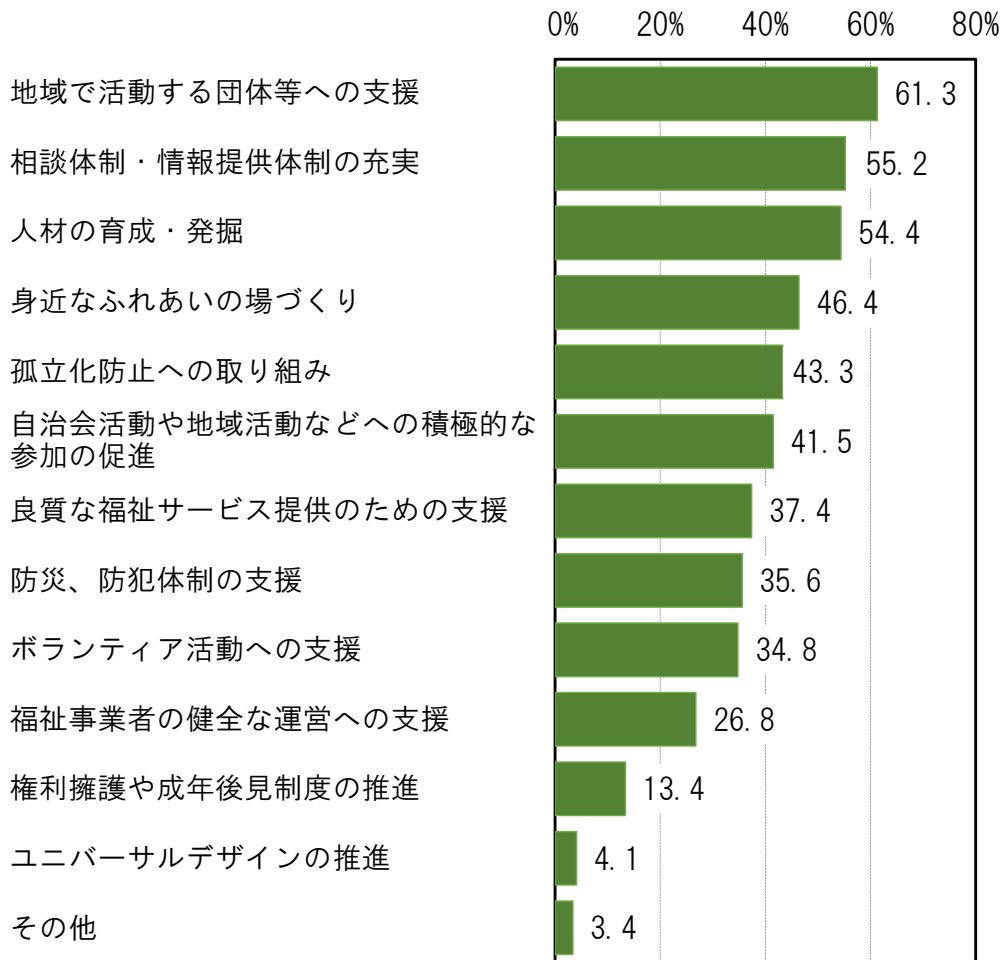
配布数：653
回収数：412
回収率：63.1%

アンケート配布機関・団体	配布数（内訳）
連合自治会	29
地区社会福祉協議会	33
老人クラブ	29
民生委員・児童委員	68
人権擁護委員協議会	18
地域防犯協議会	33
子ども会育成者連絡協議会	28
食生活改善推進員	61
保健・医療・福祉関係市民活動団体	55
身体障害者団体連合会	18
精神保健福祉会	15
手をつなぐ育成会	15
保護司会	14
地域包括支援センター	3
在宅介護支援センター	26
介護保険サービス事業者	90
障害者福祉センター	1
障害者相談支援事業所	4
障害者就業・生活支援センター	1
私立保育園	27
シルバー人材センター	21
三泗日常生活自立支援センター	38
各地区地域マネージャー	24
多文化共生モデル地区コーディネーター	2

・アンケート調査の概要

◎本市が実施する施策として重要だと思われること（複数回答）

「地域で活動する団体等への支援」が 61.3%で最も多く、次いで、「相談体制・情報提供体制の充実」（55.2%）、「人材の育成・発掘」（54.4%）、「身近なふれあいの場づくり」（46.4%）、「孤立化防止への取り組み」（43.3%）と続いています。



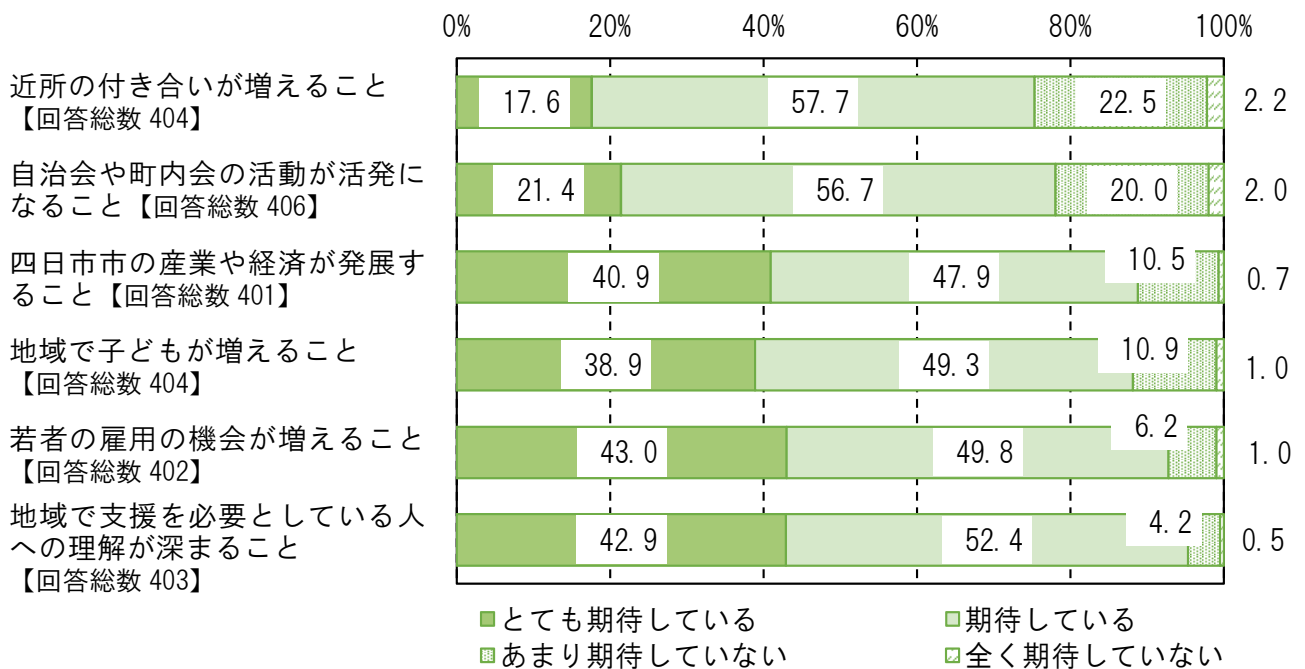
◎本市での暮らしにおいて気になっていること（複数回答）

「バスなどの公共交通機関の充実」が 58.8%で最も多く、次いで、「災害に備える防災の取り組み」(54.8%)、「近くで買い物ができる環境」(43.2%) 「医療機関の充実」(39.5%)と続いています。



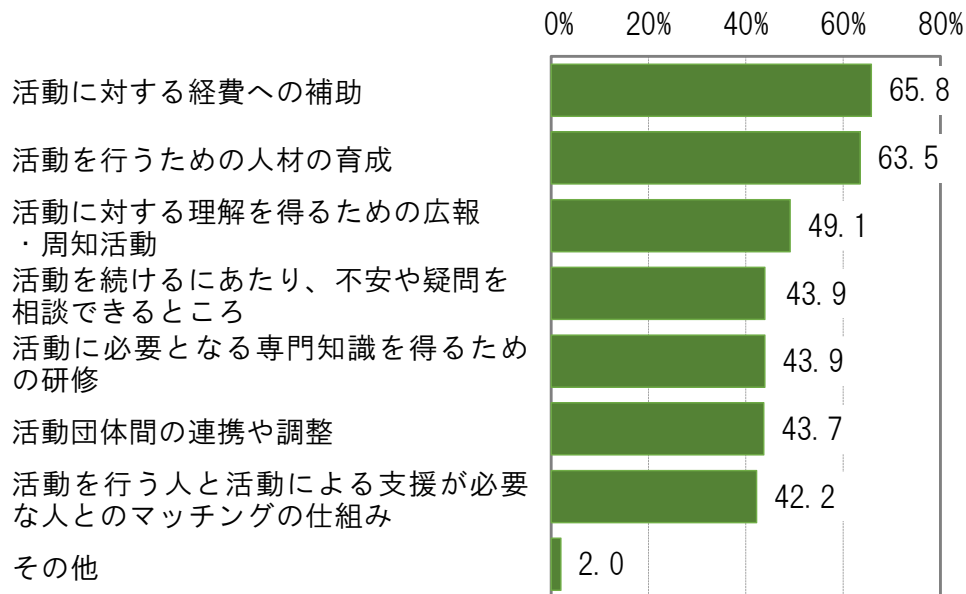
◎今後、期待をしていること

「とても期待している」と「期待している」を合わせた「期待度」が高いのは、「地域で支援を必要としている人への理解が深まること」(95.3%)と「若者の雇用の機会が増えること」(92.8%)となっており、90%以上に上っています。また、「四日市市の産業や経済が発展すること」(88.8%)と「地域で子どもが増えること」(88.2%)も90%近くになっています。一方、「あまり期待していない」と「全く期待していない」を合わせた、「期待度」が比較的低いのは、「自治会や町内会の活動が活発になること」(22.0%)と「近所の付き合いが増えること」(24.7%)となっています。



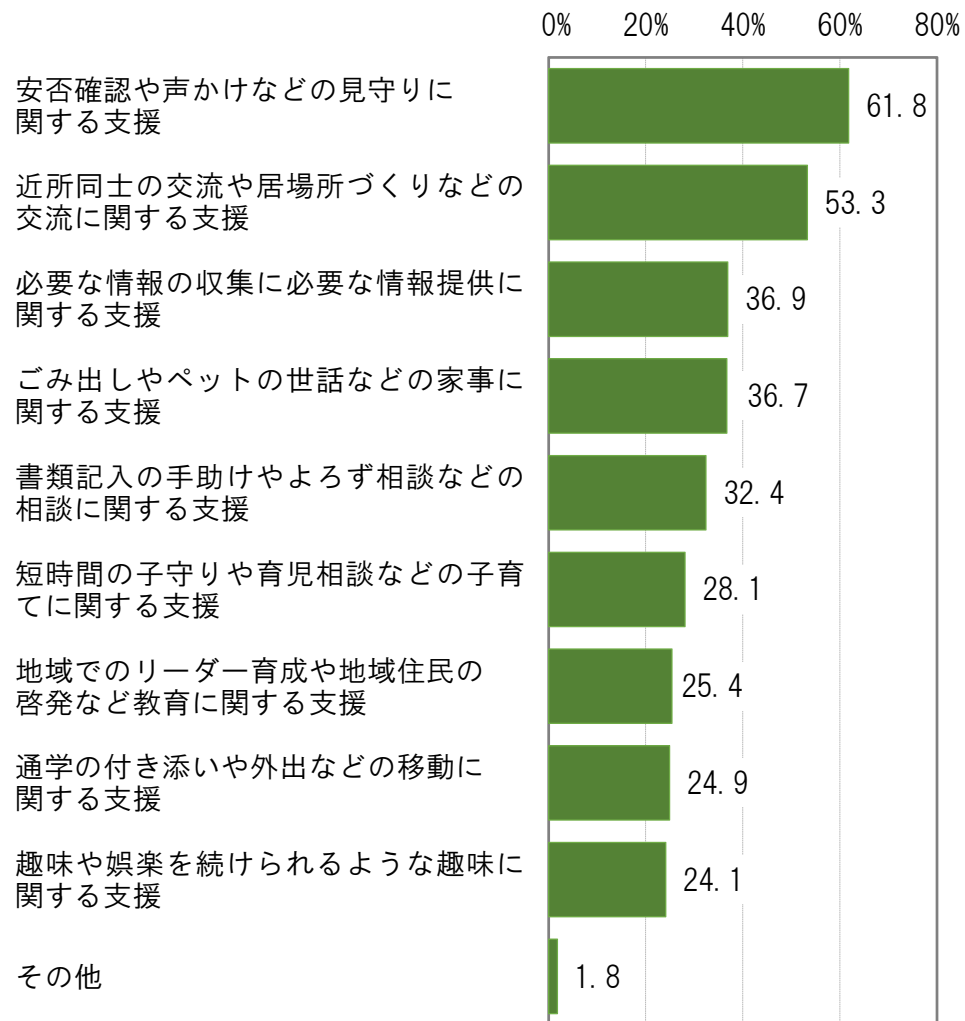
◎活動を続けていく上で、必要と思われる行政からの支援（複数回答）

「活動に対する経費への補助」が 65.8%で最も多く、次いで、「活動を行うための人材の育成」(63.5%)、「活動に対する理解を得るための広報・周知活動」(49.1%)と続いています。



◎自身あるいは身の回りの人が、地域で生活していく上で、あれば助かると思う支援
(複数回答)

「安否確認や声かけなどの見守りに関する支援」が 61.8%で最も多く、「近所同士の交流や居場所づくりなどの交流に関する支援」(53.3%)、「必要な情報の収集に必要な情報提供に関する支援」(36.9%)と続いています。



(2) 団体へのヒアリング

アンケート調査とともに、面接による団体へのヒアリングを実施し、ご意見をいただきました。

ヒアリング実施団体数：6

実施機関・団体
障害者団体
介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体サービス 通所型・訪問型
民生委員・児童委員
就労支援団体
地域防犯団体

主な意見

- ・活動の担い手をいかに開拓し増やしていくかが課題である。高齢者も、もっと支える側になってもらうことが必要であるし、若い人、子育て世代にも関心を持ってもらうことが重要である。そのためには、分かりやすい情報発信が必要である。
- ・日常生活において使う道路が、歩道がないため通行するのが危険な場所がある。障害者だけでなく、子育て中の方も通りにくい。
- ・近所の方の偏見など心のバリアはまだ存在しており、さまざまな障害があるということを広く認識してほしい。
- ・行政も積極的に情報を発信しているが、情報の受け手が理解していないと思う。分かりやすく教えてほしい。
- ・就労相談においてハローワークへの橋渡し・つなぎをお願いしたい。相談窓口や方法についての案内を充実してほしい。
- ・民生委員が地域でどのような活動をしているか、行政がきちんと認識・把握し全市的に周知していただければと思う。
- ・高齢者のみの世帯、独居老人ばかりになっている社会状況を改善していかないといけない。
- ・障害福祉や生活保護など、それぞれの分野がそれぞれの範囲でのみ支援を行っており、一貫して支援するという観点が不足している。

(3) 本市の地域福祉をめぐる課題

①統計から

我が国では平均寿命の伸びや出生率の低下により少子高齢化が急速に進んでおり、本市においても同様の傾向を示しています。すでに平成28年(2016年)には4人に1人が65歳以上となっており、今後、社会を支える役割を中心的に担う働き手の数が少なくなることが予想されます。

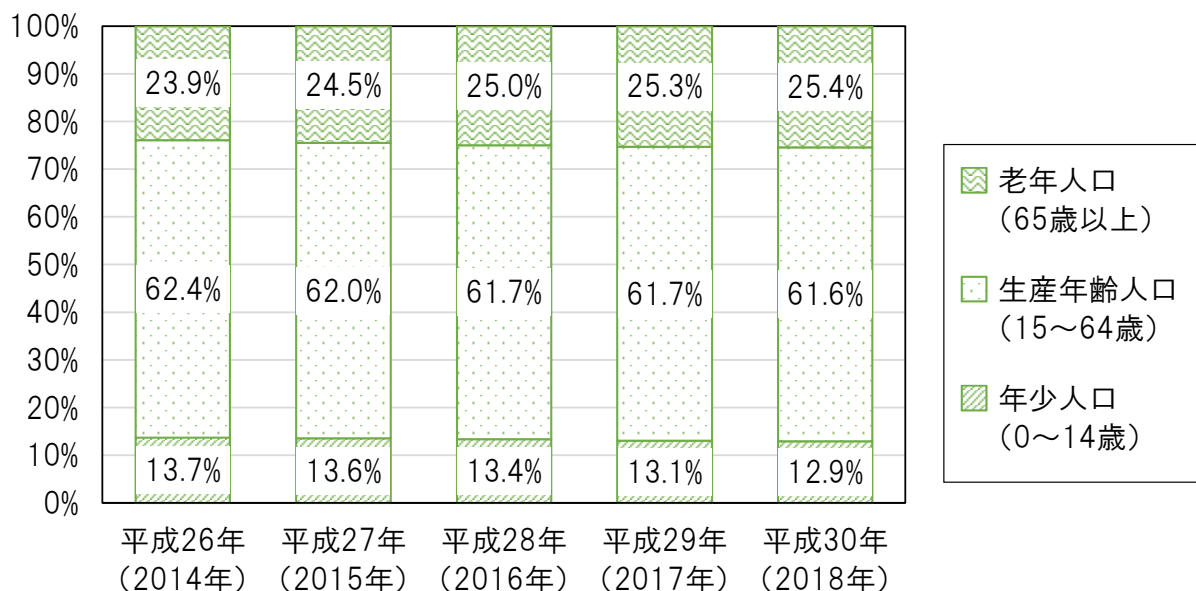
介護保険の要介護・要支援認定者も、高齢者数の増加に伴い増加しています。介護する側となる世代の人口が減少していくと予想される現状においては、深刻な問題であると言えます。

障害者手帳の所持者も全体としては増加しており、その年齢、障害の種類、程度、特性なども複雑かつ多岐にわたっています。障害のある人の自立支援の観点から、地域での自立した生活や、それを支える就労に対する支援が課題となっています。

このように、地域で生活していく上で何らかの支援を必要としている人は増加していますが自治会加入率は横ばいであるなど、地域におけるつながり、支え合いの機能の低下が懸念されます。

私たち一人ひとりが、支援が必要な人々が抱える生活課題を、自らの地域の課題としてとらえることが必要です。

■ 年齢別人口割合の推移



※毎年10月1日現在(平成30年(2018年)は7月1日現在)の住民基本台帳人口より。

小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

②地域福祉に関するアンケート調査、地域団体ヒアリングから

アンケート、ヒアリングから得られた課題、意見を第3次計画で設定した5つの基本目標に沿って整理しました。

基本目標1. 相談体制・情報提供体制に関すること

傾向	<p>地域福祉の体制を整備する上で、相談体制と情報提供体制の重要性が指摘されています。特に、支援を必要とする人に接している「NPO法人」、「障害当事者等で構成される団体」、「事業者」において、その認識が高いと言えます。</p> <p>また、地域で生活していく上で、あれば助かる支援として、「情報の収集に必要な情報提供に関する支援」、「書類記入の手助けやよろず相談などの相談に関する支援」が上位にあげられています。</p>
主な意見	<ul style="list-style-type: none">◆ 相談できる人、施設、機関等の窓口を現状以上に充実してほしい。◆ 情報を行き渡らせるのは難しく、偏在しているので、福祉のPR等を広報等に掲載することによって、地域住民にとって分かりやすく、利用しやすい福祉にしてほしい。◆ 地域包括ケアシステムについて、地域に周知し、意識づけることが必要である。◆ 地域における障害者への理解が乏しい。行政がもっと啓発すべきである。◆ 就労相談においてハローワークへの橋渡し・つながりが必要である。◆ 障害や生活保護など、それぞれの分野がそれぞれの範囲でのみ支援を行っており、一貫して支援するという観点が不足している。◆ 民生委員と行政が協力して取り組んでいることを各部局が共有できれば、市全体が同じ方向性で地域福祉に取り組むことができる。



課題

複雑化する福祉課題解決のためには、相談支援の包括的・総合的な提供が求められます。支援を必要としている人をサービスにつなぐための相談機能のさらなる充実とともに、地域包括ケアシステムの目的や仕組みを市民に周知し、理解を深めていただくことが課題です。

また、必要な人に必要な情報が届くよう、いつでも入手しやすく、分かりやすい情報提供に引き続き努める必要があります。

さらに、障害のある人への理解を深める取り組みの推進も課題です。

基本目標 2. 地域活動に関すること

傾向	<p>活動に対する支援と人材の育成が重要視されています。特に、地域団体やその他の団体などでその割合は高く、地域の高齢化に伴い、活動基盤が脆弱化しつつあることがうかがえます。</p> <p>また、地域で活動を行っている団体が今後も活動を続ける上で必要だと思うものとして、「活動に対する経費への補助」が最も多く、「活動を行うための人材の育成」が続いています。</p>
主な意見	<ul style="list-style-type: none">◆ 地域活動の担い手が少なく、参加者や運営スタッフが限定されがちである。◆ 定年制引き上げや共働き等により支援者、協力者を育成するのが難しい。◆ 青年活動者とリーダーの育成により活動の発展・継続が可能のため、各団体のリーダー教育が必要である。◆ ボランティアの高齢化や担い手不足等の問題がある。ボランティアの人材育成に支援が必要である。◆ 高齢者も、もっと支える側になってもらうことが必要である。



課題

少子高齢化が本格化する中で、すべての福祉課題に対して、公的なサービスだけでは対応することができなくなっているのが実情です。今後ますます重要になる地域団体の活動を継続性のあるものにするためには、地域で活動する団体の支援に引き続き取り組む必要があります。

また、地域の高齢化に伴い、活動基盤が脆弱化しつつある中、地域活動の推進役となるリーダーやスタッフの人材発掘・育成が強く求められています。地域で活躍できる担い手の発掘・育成が課題です。

基本目標 3. 安全・安心な暮らしに関すること

傾向	<p>非常時における防災の取り組みとともに、日頃の見守りが重視されています。特に、日頃の見守りについては、ほとんどの組織形態において最重要視されています。</p>
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 有事の際、避難行動要支援者を支えるネットワークづくりが必要である。 ◆ 個人情報保護がハードルとなっており、近くの高齢者等の年齢、家族構成が分からないと対応できない場合がある。 ◆ 災害時、必ずしもご近所と助け合える関係ばかりではない。 ◆ 災害時の障害の重い人への対応の検討が必要である。 ◆ 生活困窮者が地域で生活していけるよう支援が必要である。 ◆ 独居で身寄りのない福祉サービスの利用者の支援が必要である。 ◆ 道路、歩道などについて、高齢者や障害のある方、子育て中の方などにとって危険な箇所がたくさんある。 ◆ 車いす用のトイレが不足している。設置されていても、健常者が使用していることもある。 ◆ 障害のある人に対する心のバリアはまだ存在している。



地震や風水害等の大規模災害時に犠牲となりやすいのが高齢者・障害のある人をはじめとする要支援者であり、要支援者に対する避難支援対策が重要となります。個人情報の保護に十分配慮しつつ、引き続き、日常の見守り、災害時の避難支援を行う体制の確立が課題です。

また、安心して自立した地域生活を送ることができるよう、生活困窮者自立支援の充実や成年後見制度の利用促進に取り組む必要があります。

さらに、思いやりや理解、関心といった「心のバリアフリー」を推進するとともに、高齢者、障害のある人、子育て家庭などすべての人が外出しやすい環境の整備が課題です。

課 題

基本目標 4. 生きがいや交流に関すること

傾 向	<p>地域のつながりは深まっているとの認識がある一方、近所付き合いや地域団体の活動に期待していない人も一定割合存在し、今後もつながりのさらなる深化を望む声があります。また、ふれあいの場づくりについても重要視されていると言えます。</p>
主 な 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域内での人のつながりをより広く、深いものにしたい。 ◆ 自治会や老人会の人材が不足しており、参加者を募るのに苦労している。 ◆ 働く世代が地域で活動すれば、地域の活性化につながるので、こうした世代に対して地域での活動を促す何かよい方法があればと思う。 ◆ 高齢になると家に閉じこもりがちであるが、外に出る習慣をつけることが重要である。 ◆ 高齢者のみの世帯、一人暮らし高齢者ばかりになっている社会状況を改善していかないといけない。 ◆ 障害者が出かけられる場所がどこにあるのか情報が不足している。 ◆ 身近な地域の中で福祉活動ができる場が必要である。 ◆ 不登校や食事を取っていない子どもへの関わり方の検討が必要である。



地域のつながりを深めるとともに、ふれあいの場づくりを重要視する声があります。引き続き、身近な交流の場づくりに努めるとともに、参加に結びつけるきっかけづくりに努めることが課題です。

基本目標 5. 福祉事業者や福祉サービスに関すること

傾向

福祉事業者が活動を続けていく上で必要と思うものとして、「活動を続けるにあたり、不安や疑問を相談できるところ」が強く求められています。その他、「活動を行うための人材育成」や「活動団体間の連携や調整」が求められています。



事業者からは、相談や活動を行うための人材育成、連携・調整が求められています。

社会保障制度の見直しなど、社会情勢などが変化してきており、福祉サービスの質を確保するためには、相談や研修、指導、情報提供など、引き続き十分な支援を行うとともに、利用者の権利を守るためにも、市民が安心してサービスを利用できる環境づくりに努める必要があります。

福祉事業者は人材不足の傾向にありますが、一方で、専門的な知識や経験が求められています。そのため、関係機関の取り組みに関する情報提供や介護職員定着のための研修の実施とともに、他機関との連携強化に努める必要があります。

課題

3. 第3次計画の取り組み

第3次計画（平成25年度(2013年度)～30年度(2018年度)）では、5つの基本目標を実現するために、13の施策の方向性を掲げ、地域福祉の増進を図ることとしています。その取り組み状況について進捗確認を行いました。

■第3次計画における基本目標、施策の方向性

基本目標（5）	施策の方向性（13）
相談体制・情報提供体制を充実させる	相談体制の充実
	情報提供体制の充実
地域活動を支援する	人材の育成・発掘
	地域福祉活動団体への支援
	ボランティア活動支援
安全・安心に暮らせる仕組みをつくる	防災、防犯体制の支援
	安心して生活できる仕組みづくり
	自立して生活できる仕組みづくり
	ユニバーサルデザインの推進
生きがいを持って暮らせる仕組みをつくる	生きがいを持って暮らせる地域づくり
	身近なふれあいの場づくり
福祉事業者の活動を支援する	健全な運営への支援
	良質なサービス提供のための支援

■ 基本目標1「相談体制・情報提供体制を充実させる」について

施策の方向	必要な施策	具体的事業の取り組み		実績				
				H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
1-1 相談体制の充実	(1) 相談窓口の充実	地域包括支援センター	相談件数	25,621	28,351	27,041	29,772	32,908
		在宅介護支援センター	相談件数	46,645	50,042	46,966	47,924	51,212
		障害者相談支援事業所	相談件数	4,598	3,760	4,458	4,530	3,942
		障害者就業・生活支援センター	相談件数	10,176	10,418	9,696	9,703	8,429
		子育て支援センター (公私立・医療機関)	か所数	16	17	17	17	19
		公私立保育園 (子育て支援センターを含む)	か所数	51	51	50	50	51
		民生委員・児童委員	定数	592	592	592	602	602
	(2) 相談機関の連携	四日市市安心の地域医療 検討委員会での協議・検討	開催回数	2	4	7	7	6
	(3) 相談窓口の周知	広報よっかいち、 市ホームページでの紹介	実施の有無	随時+広報福祉特集号発行	随時	随時+広報福祉特集号発行	随時	随時+広報福祉特集号発行
	1-2 情報提供体制の充実	(1) 福祉情報の提供	広報よっかいち、 市ホームページでの紹介	実施の有無	随時+広報福祉特集号発行	随時	随時+広報福祉特集号発行	随時

■ 基本目標2「地域活動を支援する」について

施策の方向	必要な施策	具体的事業の取り組み		実績				
				H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
2-1 人材の育成・発掘	(1)リーダーの育成	地区社会福祉協議会指導者研修	開催回数	2	2	2	2	2
		福祉協力員等活動事業費補助	整備地区数	16	14	14	14	13
	(2)福祉教育大学の開講	福祉教育大学の開講	四社協福祉セミナー開催回数/修了者数	6/59	6/51	6/41	5/58	6/58
			地域福祉セミナー開催地区数	16	14	14	14	13
			専門セミナー開催回数	2	1	1	2	4
	(3)3つの福祉教育(※)の推進	福祉用具の貸出	支援校数	12	9	6	6	4
		講師、職員派遣、教職員福祉教育講座	福祉教育講師派遣事業	14	14	16	13	24
2-2 地域福祉活動団体への支援	(1)地域団体への支援	地区社会福祉協議会補助	メニュー事業補助地区数	20	18	19	20	20
		福祉協力員等活動事業費補助	運営費補助地区数	16	14	14	14	13
		各種団体への運営・活動補助	ふれあいいきいきサロンへの運営補助地区数、サロン数	32地区 244	33地区 391	33地区 422	34地区 467	33地区 576
	(2)NPO、市民活動団体への支援	各種団体への運営・活動補助	ボランティア活動保険加入者への一部助成人数	5,097	4,969	4,241	4,180	4,315

※3つの福祉教育…「福祉教育大学」などの地域における福祉教育、学校教育における福祉教育、福祉の専門家を養成する福祉教育の3分野の人材育成をいう。

■ 基本目標2「地域活動を支援する」について

施策の方向	必要な施策	具体的事業の取り組み		実績					
				H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	
2-3 ボランティア活動支援	(1) 情報提供の充実	情報発信（ボランティアニュース発行など）	ボランティア通信「ボランティアのたまご」発行部数/月	1,500	1,500	1,800	1,800	1,800	
			ボランティアキャンペーンイベント開催日数	17	15	20	11	12	
		各種養成研修事業	ボランティアの集い参加団体数	66	84	98	94	119	
	(2) コーディネート機能の強化	各種活動支援	ボランティアマッチング件数	487	363	325	461	556	
	(3) 人材、団体の育成	各種団体への運営・活動補助	災害ボランティアセンターを考える出前講座開催回数/参加人数	2/86	1/36	1/60	5/310	7/640	
			各種養成研修事業	はじめてのボランティア説明会参加者数	188	145	96	105	111
				サマチャレンジ参加者数	8	27	97	104	217

■ 基本目標3「安全・安心に暮らせる仕組みをつくる」について

施策の方向	必要な施策	具体的事業の取り組み		実績				
				H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
3-1 防災、防犯体制の支援	(1)災害時における要援護者への支援	避難行動要支援者名簿登録同意者の把握	登録同意者数(累計)	-	-	1,585	4,133	14,796
		避難行動要支援者名簿の作成支援	名簿の提供	-	-	随時	随時	随時
	(2)防犯の取り組み	被害防止啓発(消費生活講座)	相談件数	29	30	30	31	33
		各種団体への活動補助	補助件数	28	30	26	31	32
3-3 自立して生活できる仕組みづくり	(1)成年後見制度の利用促進	成年後見サポート事業	成年後見制度利用相談件数	257	473	490	557	559
			成年後見制度後見人等受任件数	7	8	11	12	13
	(2)権利擁護事業の充実	日常生活自立支援事業	日常生活支援相談件数	5,093	4,637	7,928	7,857	8,765
			日常生活支援事業契約	104	102	115	95	85
3-4 ユニバーサルデザイン の推進	(2)心のバリアフリー	障害者団体等との交流(意見交換)	出前講座実施回数	21	21	7	15	8

■ 基本目標4「生きがいを持って暮らせる仕組みをつくる」について

施策の方向	必要な施策	具体的事業の取り組み		実績				
				H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
4-1 生きがいを持って暮らせる地域づくり	(2) 社会参加の促進	シルバー人材センター事業	会員数	1,493	1,507	1,447	1,451	1,435
			就業延べ人数	150,547	143,887	138,245	139,798	142,424
4-2 身近なふれあいの場づくり	(1) 身近な交流の場づくり	老人福祉センター (2か所)	延べ利用者数	85,931	81,066	75,626	71,567	69,094
		ふれあいいきいきサロン	延べ実施回数	9,480	12,539	16,004	16,512	22,038
	(3) 子育て支援	子育て支援センター	利用者数 (大人・子ども)	88,850	101,728	98,444	108,943	110,754
		民生委員・児童委員 (0~6活動)	0~6訪問活動実施地区数	26	26	26	26	26
			0~6ネットワーク会議開催地区数	24	26	25	22	25
		こんにちは赤ちゃん訪問	実人員	2,622	2,586	2,749	2,613	2,482

■ 基本目標5「福祉事業者の活動を支援する」について

施策の方向	必要な施策	具体的事業の取り組み		実績				
				H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
5-1 健全な運営への支援	(1) 法人支援（相談・助言・指導・監査等）業務	法人支援事業	調査実施法人数	30	15	9	8	10
	(2) 苦情解決制度の活用	介護相談員	事業所における相談件数	7,095	6,086	7,738	7,822	7,718
5-2 良質なサービスの提供のための支援	(1) サービスの質の向上	各種連絡協議会への活動支援	居宅介護支援部会の開催回数	6	6	6	5	6

第3章 計画の理念と目標

1. 計画の基本理念

第3次計画では、「安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念として策定しましたが、本計画においてもこの理念を引き継ぐこととします。

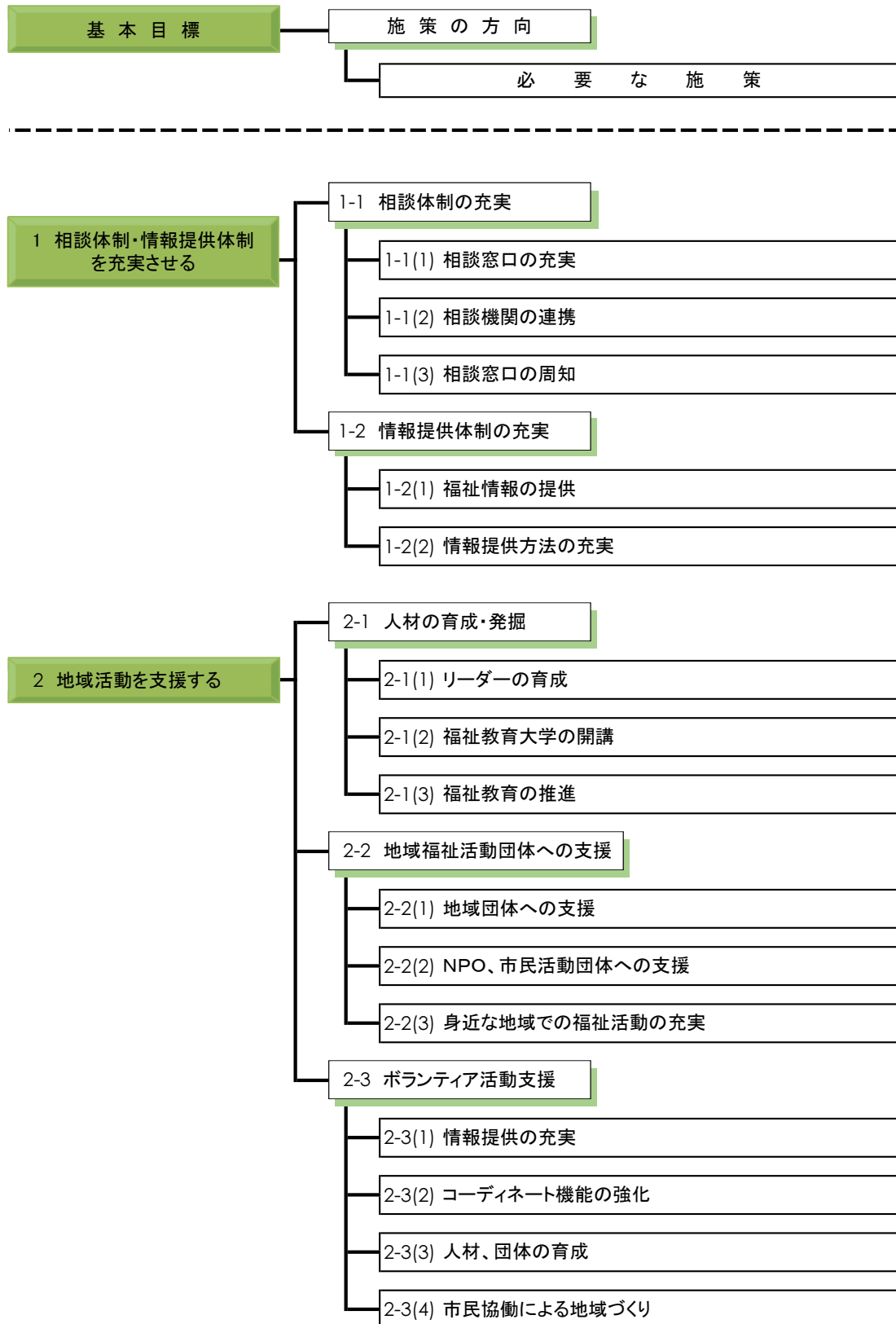
家族の支え合いである「自助」の機能が低下してきている現状において、基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービス「公助」で対応しつつも、ボランティア活動、地域での支え合いや見守りといった「共助」のまちづくりをさらに進めていくことが大切です。

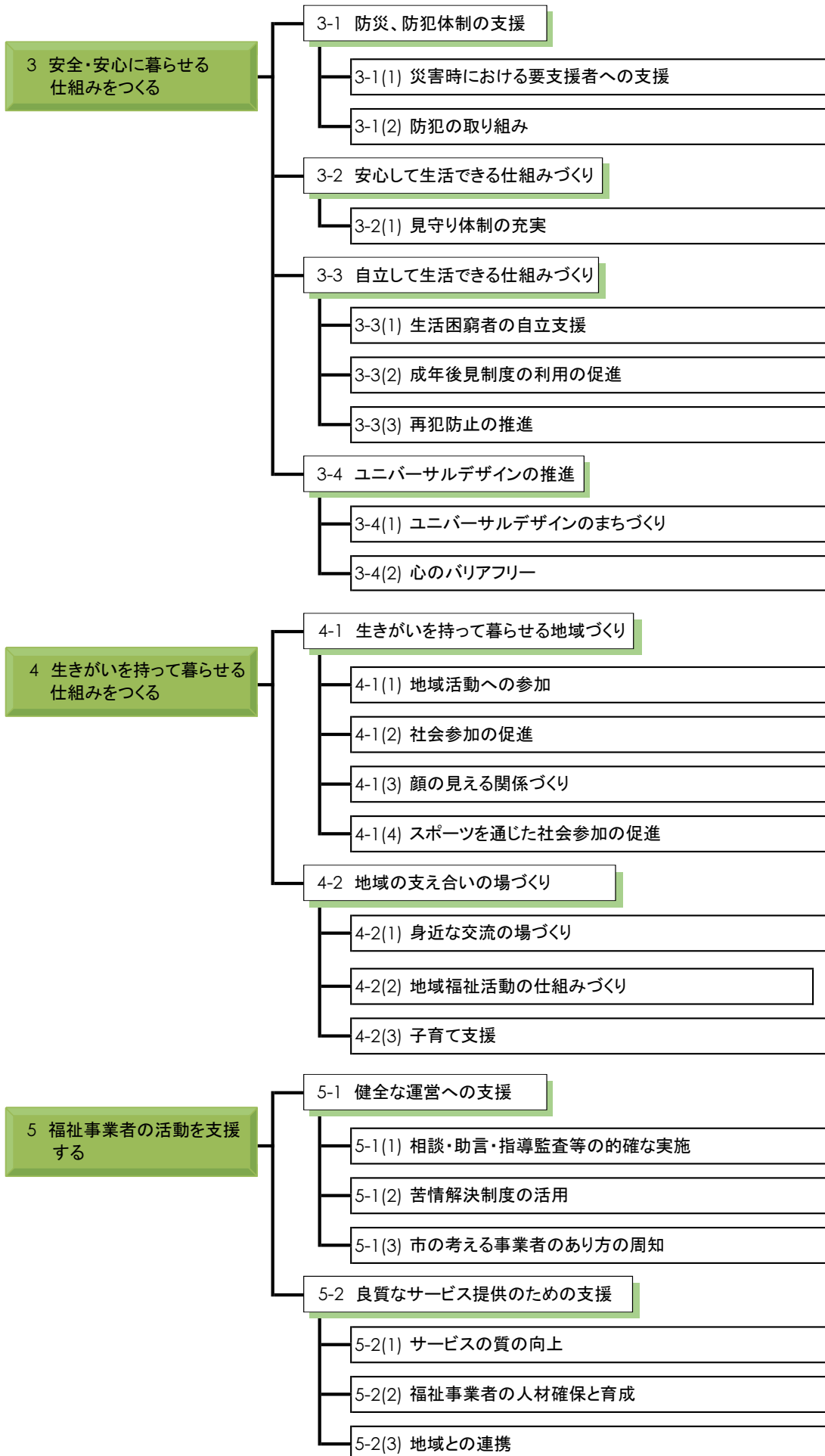
2. 計画の目標

本市の課題を解決し、すべての人が住み慣れた地域で他の人々と共に生きる社会を実現するための目標として、第3次計画で設定した次の5つを引き継ぐこととします。

- (1) 相談体制・情報提供体制を充実させる
- (2) 地域活動を支援する
- (3) 安全・安心に暮らせる仕組みをつくる
- (4) 生きがいを持って暮らせる仕組みをつくる
- (5) 福祉事業者の活動を支援する

3. 施策の体系





第4章 地域福祉の推進 ～施策の方向～

基本目標1. 相談体制・情報提供体制を充実させる

施策の方向1-1. 相談体制の充実

(1) 相談窓口の充実

現状と課題

何か困りごとができた時に、いつでも親身になって相談に乗ってもらえる窓口が身近にあることは、問題の早期解決につながり、私たちが安心して地域で暮らしていく上で、非常に大切なことです。

本市では、高齢者とその家族の総合相談窓口として、地域包括支援センター3か所、在宅介護支援センター26か所を配備しています。一方、障害のある人の相談窓口としては、障害者相談支援センター5か所、障害者就業・生活支援センター1か所といった専門機関や行政がその役割を担っています。

さらに子育ての分野では、主な相談窓口として、橋北、塩浜にある単独型の子育て支援センターのほか、保育園や医療機関に同様の機能を持たせた併設型の子育て支援センター（計18か所）を設置しています。

今後も引き続き、こうした相談窓口を維持・強化しつつ、相談者のニーズに対応できる体制を構築していくことが必要です。

また、ニーズの多様化に伴い、既存の制度やサービスでは対応できない課題が増加しています。本市では、生活支援コーディネーター等の協力のもと、在宅介護支援センターが事務局となって、地区ごとに、地域の各種団体の代表者や事業者、市などが参加する地区地域ケア会議を開催し、地域の福祉課題の抽出や課題解決に向けた検討を行ってきています。

今後の取り組み

在宅介護支援センターの機能充実

在宅介護支援センターは、高齢者の24時間体制の身近な相談窓口として機能しています。近年は看護師等の配置を進め、医療的な相談に対応するほか、障害のある人への相談にも対応していますが、今後は、こうした対応能力を高めるためのスキルアップに努めます。また、高齢者に限らず、障害のある人、子どもなどに関する複合的な課題を含む相談・支援を円滑に進められるよう、多分野の相談支援機関が連携した対応の仕組みづくりについて検討を進めます。

関連計画

介護保険事業計画・高齢者福祉計画

多様なニーズにあわせた相談窓口の設置

消費者相談被害に対する相談や法律に関する相談、成年後見制度といった専門的な窓口や福祉なんでも相談のような、どこに相談したらいいか分からないといった悩みに対応する窓口など、多様なニーズにあわせた相談窓口の設置を進めていきます。

こうした専門機関の他にも、民生委員・児童委員をはじめ、各種相談員などが地域での身近な相談窓口として活動を行っており、今後も生活していく時におこる困りごとに対して網の目のように悩みを受け止める安心でき気軽に相談できる相談ネットワークづくりを進めていきます。

関連計画	保健医療推進プラン
	障害者計画
	子ども・子育て支援事業計画
	地域福祉活動計画

(2) 相談機関の連携

現状と課題

近年における福祉課題は多様化が進んでおり、一分野の制度、個別分野の相談機関では解決が困難な事例が目立つようになりました。

また、地域における福祉課題は、自治会などの団体や民生委員・児童委員などの身近な活動によって発見されることが多いため、地域内での各団体のネットワークをはじめ、地域と多分野の専門機関が相互に、あるいは行政を含めた関係機関がネットワークを持つことが必要となっています。

個人情報について十分に注意が必要ですが、相談機関と地域の支援者とが情報を共有し、地域で支えるネットワークづくりを進めていけるような関係づくりが必要です。今後も地域の福祉課題、相談事例に対して地域の関係者で話し合いができるような場づくりを進めていく必要があります。

また、高齢化が進展する中で医療ニーズが高まることから、地域医療にかかる相談体制の充実が地域で安心して生活するにあたって重要になってきます。これまで本市では、在宅で療養生活を送るために必要な福祉サービス、医療サービスの連携について「安心の地域医療検討委員会」で議論し、在宅医療・介護連携支援センター「つなぐ」やICTを活用した情報共有システムの運用を開始するなど、新たな施策に結びつけています。

今後の取り組み

複雑な事例を解決に導くネットワーク体制の強化

今まで構築してきたネットワークをより一層広げ、身近な相談窓口を充実させると同時に、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える人が、地域において自立した生活を送ることができるよう、複雑な事例については、ネットワーク

で受け止め解決に導くという体制を強化していきます。

また、福祉関係者と市立四日市病院、県立総合医療センター等の病院との一層の連携強化に取り組みます。さらに、退院時に必要となる支援のマニュアルについて、福祉関係者に周知します。

関連計画	保健医療推進プラン 介護保険事業計画・高齢者福祉計画 障害者計画 子ども・子育て支援事業計画
------	---

(3) 相談窓口の周知

現状と課題

各分野における相談機関などは、その量、質共に充実してきましたが、どこにどのような相談機関があるのかといった情報が、相談機関を利用しようとするあらゆる人に伝わっていなければ十分とはいえません。

また、悩みを抱えていても相談という行動に移せる人ばかりではありません。そこで、市では、企業や事業者などを対象にした認知症などの講習を開催するとともに、事前発見、見守り活動といった協力をお願いしています。さらに、認知症に関する地域の理解の促進のため、認知症サポーターの養成に努めるとともに、認知症初期集中支援チームを設置して、早期診断・早期対応体制の充実を図ってきました。

今後の取り組み

相談機関の総合的な情報の周知

今後も、地域で生活することを見据えた形で、相談機関の総合的な情報が、高齢者、障害のある人、子育てに不安のある人など、一人ひとりに行き渡るよう、周知を図っていきます。

関連計画	保健医療推進プラン 介護保険事業計画・高齢者福祉計画 障害者計画 子ども・子育て支援事業計画
------	---

課題を抱える人の発見及び相談機関につなぐ体制の充実

認知症の人など福祉課題を抱える人を発見し相談機関につなぐための体制を強化するため、引き続き、認知症初期集中支援チームの充実を図るとともに、地域住民、企業など多様な主体による見守り体制の充実を進めます。

関連計画	介護保険事業計画・高齢者福祉計画
------	------------------

施策の方向 1-2. 情報提供体制の充実

(1) 福祉情報の提供

現状と課題

現在、福祉に関する情報の多くは、市や関係機関から発信されています。こうした情報が必要とする人に確実に届くことは、地域で暮らしていく上での安心につながり、さらには、地域での福祉活動に参加するきっかけとなる可能性もあります。

また、福祉全般、福祉サービス、あるいは、地域福祉活動を実際に行っている団体などの情報が伝わることによって、地域福祉活動そのものの活性化につながります。

今後も、必要な情報が必要な人に届くよう、積極的な情報提供を行っていくことが求められます。

今後の取り組み

必要な福祉情報の積極的な提供

福祉サービスを必要とする方に十分な情報が届くよう、引き続きガイドブックなどの刊行物やホームページを随時更新するとともに、速やかな情報発信を行い、周知を図ります。

関連計画	保健医療推進プラン 介護保険事業計画・高齢者福祉計画 障害者計画 子ども・子育て支援事業計画
------	---

(2) 情報提供方法の充実

現状と課題

福祉に関する情報は、主に広報紙やホームページなどを使って提供されています。特に「広報よっかいち」については、原則として、月に2回市内の全戸に配布されるという面では、優れた広報手段と言えますが、これだけでは、すべての人に情報が伝わっているとは言えません。

また、既存の相談機関や民生委員・児童委員などを通じての情報提供も進めていますが、利用者が自ら積極的に動かなければ情報を得ることが難しいとの意見もあります。

平成28年度(2016年度)には障害者差別解消法が施行されたこともあり、より一層入手しやすく分かりやすい情報の提供方法の模索が必要です。また、福祉講座など、福祉に関する理解を深める機会を提供していくことが必要です。

今後の取り組み

地区市民センターだよりなど、地域に情報を届ける仕組みの検討

地区市民センターが地域の状況にあわせて作成、発行している地区市民センターだよりも地域の福祉課題にあわせた情報を掲載するなど、必要な情報を必要な地域に届けていく仕組みについて検討していきます。

メディア、公共の場への情報掲示等、情報提供の充実

F Mラジオやケーブルテレビの利用、あるいは出前講座、各種イベント時での広報を行うとともに、市民が日常生活の中で目にすることができる場所（学校や病院など）への情報掲示も検討し、情報提供の充実を図ります。

福祉講座等学びの場の活用

市社会福祉協議会が推進している地域福祉ゼミナールなどの福祉講座などにより、福祉の基礎知識はもちろん、制度やサービスといった学びの場を地域でつくり、福祉情報の発信の場として活用していきます。

関連計画	地域福祉活動計画
------	----------

基本目標 2. 地域活動を支援する

施策の方向 2-1. 人材の育成・発掘

(1) リーダーの育成

現状と課題

地域福祉を推進していくために、その推進役となるリーダーの存在は非常に重要です。しかし、多くの地域団体では、担い手の固定化、高齢化に直面しながら活動を行っているのが現状であり、若い世代のリーダーの育成が急務となっています。引き続き、若い世代も対象にしながら、リーダーを育成するための取り組みを進めることが必要です。

今後の取り組み

リーダー研修会の支援など、リーダー育成の強化

市、市社会福祉協議会が連携し、地区社会福祉協議会が行うリーダー研修会を支援するなど、地域の中心的存在になり得るリーダー育成の強化に努めます。

関連計画	地域福祉活動計画
------	----------

福祉協力員等の資質向上

地域での見守りや助け合いの中心となる役割を担う福祉協力員等に対しては、地域福祉ゼミナールを開催し福祉情報の提供を行い、その資質向上に努めます。

関連計画	地域福祉活動計画
------	----------

(2) 福祉教育大学の開講

現状と課題

地域福祉を実践していく上で、福祉に関する専門的な知識や技能が必要となる場合があります。そのため、地域福祉の担い手となる人々のスキルアップを図り、充実した活動を支援する必要があります。

そこで、市社会福祉協議会、四日市大学、あるいは関係専門機関とネットワークをつくり、福祉の考え方の基本視点を見つめなおし、福祉の最新情報や専門知識を学ぶ研修の場として、「福祉教育大学」を開講し、福祉についての理解を深め、考え行動していけるような市民の活動を広めています。またこのような市民を「福市民」として登録し定期的に集いの場をつくることで、情報提供と活動参加へのきっかけとなっています。

今後の取り組み

関係機関とのネットワークによる「福祉教育大学」の開講

市民の福祉に対する意識をボランティアなどの具体的な活動につなげるため、「福祉教育大学」の開講や、福祉の新たな制度やサービスを学べる出前講座に継続して取り組み、地域の福祉教育の場づくりを推進していきます。

関連計画	地域福祉活動計画
------	----------

「福市民」の登録と集い、意見交換の場づくり

地域福祉の活動に関する意識づけと情報交換を進め、活動意欲を高めるため、引き続き「福市民」の登録を呼びかけ、意見交換の機会をつくりま

関連計画	地域福祉活動計画
------	----------

(3) 福祉教育の推進

現状と課題

福祉教育の取り組みにおいては、「福祉教育大学」の開講などの「地域における福祉教育」に加え、市、市社会福祉協議会の連携のもと、「学校教育における福祉教育」、「福祉の専門家を養成する福祉教育」の3つの分野に整理して進めています。

福祉活動に必要な人材の育成を長期的に考えると、次世代の地域福祉を担う児童・生徒に対する啓発や学びの場が重要です。現代社会においては、以前のように、福祉は一部の人に対するものではなく、誰もがなんらかの形で関わるものとなりました。本市はすでに、市内の小学校、中学校、高等学校の要請に応え、福祉に関する情報提供や福祉用具の貸出及び講師の紹介、職員の派遣を行うなど、福祉教育に取り組んでいます。

また、本市の福祉力を高めるためには福祉を支える専門的な人材を増やすとともに、現在の福祉マンパワーに、より高い専門性を持っていただくことが必要です。

今後の取り組み

学校教育における福祉教育の推進

今後も次世代を担う子どもたちが地域の中で福祉について学び、自分にできることを考えるきっかけづくりとなる学校教育における福祉教育を推進していきます。また、学校の状況にあわせたプログラム提案に向け、新たな講師となる当事者の発掘と関係強化に取り組めます。

関連計画	地域福祉活動計画
------	----------

専門職養成の場づくりの推進

現在、介護や福祉に携わっている福祉人材が、より専門的なスキルを学ぶことができる専門職養成の場づくりを推進していきます。

また、在宅医と訪問看護師に加え、歯科・薬局の役割や機能について、関係者のさらなる理解を深めます。

関連計画	保健医療推進プラン 介護保険事業計画・高齢者福祉計画
------	-------------------------------

施策の方向 2-2. 地域福祉活動団体への支援

(1) 地域団体への支援

現状と課題

本市における地域福祉活動は、自治会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会などの団体、組織が中心となって行っています。さらに、市社会福祉協議会が地域福祉の推進、とりわけ“共助”の部分で大きな役割を担っています。

こうした活動のため、本市では、地域団体を対象とした助成制度があり、地域社会づくり、コミュニティ整備、防災・安全、高齢者、子ども・教育といった地域福祉に関係する分野においても対象としています。

また、地域における福祉活動は、地域のさまざまな主体による活動によって成り立っています。平成 27 年度（2015 年度）からは、住民主体の支え合いによるサービスの立ち上げを支援する助成制度、平成 29 年度（2017 年度）からは、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、NPO、市民活動団体などによる住民主体サービスの運営に対する支援を実施しました。

今後は、住民主体サービスのない地域への拡充を促進するなど、地域課題に応じて福祉活動の取り組みを促していくことが必要となっています。

今後の取り組み

助成制度の継続による地域団体への支援

助成制度を引き続き継続することで、地域団体への支援を行っていきます。また、地縁組織、NPO、ボランティア団体などの市民活動団体に対して本市や三重県等が実施している制度を取りまとめた、「地域団体への助成制度のしおり」を配布し、活用に向け周知を図ります。

さらに、住民主体の支え合いによる訪問型・通所型サービスをさらに拡充するため、生活支援コーディネーター、在宅介護支援センター、地域の福祉事業者などと協力しながら、地域の支え合い活動の育成、サービスの立ち上げ支援などを行い、サービスのない地域での実施を目指します。

関連計画	介護保険事業計画・高齢者福祉計画 市民協働促進計画
------	------------------------------

(2) NPO、市民活動団体への支援

現状と課題

地域で活動している組織には、地域のつながりで活動している組織に加え、同じ問題意識や理念を持った人々で立ち上げるNPO法人や市民活動団体など、さまざまな組織や団体があり、幅広い分野で活動をしています。

本市では、こうした団体の立ち上げや活動に対し、地域団体への助成と同様に幅広い分野で各所管課による助成制度を設けています。

地域団体やボランティア活動はさまざまな課題を抱えています。また、地域の課題の中には、より専門的な対応が必要なものもあります。これらを解決するには、さまざまな専門機関や事業者、ボランティアや地域活動団体との調整など、総合的かつ包括的な支援を行うつなぎ役が必要です。

今後の取り組み

助成制度の利用による団体活動の活性化・安定化

助成制度の利用により、引き続き団体活動の活性化・安定化を図っていきます。

また、市民活動団体の活動支援に向けた取り組みとして、寄附金を原資とした支援金やそれらに市からの資金も併せて交付するマッチングギフト方式等、寄附制度を生かした仕組みづくりの導入について、先進自治体の事例を調査するなど、検討を進めていきます。

このほか、NPO、市民活動団体などによる住民主体サービスをさらに拡充するため、地域の支え合い活動の育成、サービスの立ち上げ支援などを進めます。

関連計画	介護保険事業計画・高齢者福祉計画 市民協働促進計画
------	------------------------------

市民活動における関係者同士のつなぎ

市社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーターにより、生活支援の担い手を発掘・育成するとともに、必要とされる支援へのマッチングを行います。また、日常生活圏域レベルの生活支援コーディネートのあり方について検討を進めます。

関連計画	介護保険事業計画・高齢者福祉計画
------	------------------

(3) 身近な地域での福祉活動の充実

現状と課題

地域福祉活動は、地区市民センターを拠点として、およそ中学校区域を範囲として地区社会福祉協議会などにより展開されていますが、字単位等の地域、住宅団地など、それぞれの課題を抱えています。こうした課題に対して、本市では、地域の集いの場としての「ふれあいいきいきサロン」活動に対して、市、市社会福祉協議会が連携しながら支援を行っています。

今後も、より小さい単位において地域福祉活動が活発に実施されるよう、地域の新たなつながりを再構築していく必要があります。

今後の取り組み

身近な地域でのちょっとした支え合いの仕組みづくり

近くの公民館等で定期的に集い、交流をする、「ふれあいいいききサロン」活動への支援を引き続き行うとともに、身近な地域でのちょっとした支え合いができる仕組みづくりを進めていきます。

関連計画	地域福祉活動計画 介護保険事業計画・高齢者福祉計画
------	------------------------------

施策の方向 2-3. ボランティア活動支援

(1) 情報提供の充実

現状と課題

地域が従来のような地域としての力を失いつつある中、ボランティア団体などの活動が、地域福祉の力になっている部分が多く見られます。

これらの団体が活動をするにあたって、ボランティア募集などの情報は必要不可欠ですが、それぞれの団体でこのような情報を収集することは容易ではありません。

そのため、こうした情報を発信したり、助成金に関する情報を収集、提供するなどのボランティア活動への支援が必要です。本市では、その役割を市社会福祉協議会のボランティアセンターが担っており、ボランティア活動へ気軽に参加しやすいよう、ボランティアニュースの発行や市社会福祉協議会ホームページなどを通して、団体の活動内容などを紹介しています。特に、市社会福祉協議会ホームページには、企業による社会貢献・CSR（企業の社会的責任）活動の紹介を新設しました。

今後も、こうした情報を収集、提供するなどして、ボランティア活動への支援を行っていくことが必要です。

今後の取り組み

ボランティア情報の収集と発信の充実

ボランティア活動に必要となる情報の収集や充実した情報の発信に努めるとともに、企業との連携強化を図ります。

関連計画	地域福祉活動計画
------	----------

(2) コーディネート機能の強化

現状と課題

本市でも、すでに数多くのボランティア団体や個人ボランティアが活発な活動を展開しています。

しかし、ボランティア活動をしようと思っても、ボランティアに助けてほしいというニーズと合致しなければ、ボランティア活動はできません。

現在、ボランティアセンターでは、ボランティアへのニーズに対して、登録団体への声かけやボランティアニュースなどに掲載することで、ニーズにあった団体の紹介や、ボランティアに参加したい人へ団体を紹介する活動を行っています。

また、ボランティア活動中の悩みや困りごとの相談、活動に必要な福祉用具の貸出なども行い、継続的な活動支援をしています。

今後も、活動とニーズとがマッチするよう、引き続きコーディネート機能を強化していくことが必要です。

今後の取り組み

コーディネート機能の強化及び活動サポートの仕組みづくり

市、ボランティアセンターが連携して、コーディネート機能の強化のほか、ボランティア団体などの活動がサポートできるような仕組みづくりに努めます。

関連計画	地域福祉活動計画
------	----------

(3) 人材、団体の育成

現状と課題

ボランティア団体が活動を維持していく上では、多くの課題があります。活動資金の確保や情報の収集もそうですが、人材の確保も大きな課題です。ボランティア活動を始めたいという人には、ボランティアセンターのコーディネーターが相談にあたり、よりたくさんの活動の機会を提供していくことが必要です。

今後の取り組み

ボランティア養成講座・研修等による裾野の拡大

引き続き、市、ボランティアセンターが協働して、ボランティア養成講座、研修を通して、ボランティアの裾野を拡げるため、コーディネーターによる支援の強化に努めていきます。

関連計画	地域福祉活動計画
------	----------

(4) 市民協働による地域づくり

現状と課題

多様化する福祉課題は、行政施策だけでは支えきれず、また自治会を中心とした地縁組織だけでは支えきれない課題も多くなってきました。特に一人暮らしの高齢世帯などが増加傾向にあり、地縁組織の運営自体も難しい地域が今後増加することも考えられ、生活基盤を支える新たな仕組みが必要になってきました。

本市では、平成 27 年(2015 年)4 月に市民協働促進条例を施行し、翌平成 28 年(2016 年)3 月には市民協働促進計画を策定し、市民協働の促進に向けたさまざまな取り組みを行っています。

また、生活支援コーディネーターを配置するとともに、地区ごとに地区地域ケア会議での検討を始めるなどして、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体サービスをはじめとした取り組みを育成・支援しました。

今後も、市、自治会等の地縁組織と市民活動団体やボランティア団体などの組織、さらには企業や福祉施設など、福祉課題に応じて新しい地域を支える支援の仕組みをつくっていく必要があります。

今後の取り組み

市民協働による地域づくりの促進

住民主体の支え合いによる訪問型・通所型サービスをさらに拡充するとともに、ボランティアセンターのコーディネーターによるボランティアへの支援を強化するなど、市民協働による地域づくりを促進します。

関連計画	地域福祉活動計画 介護保険事業計画・高齢者福祉計画 市民協働促進計画
------	--

基本目標 3. 安全・安心に暮らせる仕組みをつくる

施策の方向 3-1. 防災、防犯体制の支援

(1) 災害時における要支援者への支援

現状と課題

災害発生時において、要支援者等の災害弱者をいかに支援していくかは、安心して地域で暮らせる環境という視点から欠かせない大きな課題です。本市では、高齢者や障害のある人などが、災害時に自助、地域の助け合いの共助を基本とした支援を円滑に受けられるようにするため、平成 18 年度（2006 年度）から「災害時要援護者支援活動」を進めてきました。この活動により、民生委員・児童委員の協力のもと対象者の個人情報の登録同意の後、災害時において支援活動に直接携わる自治会などの団体が中心となって、災害時の活動に必要な「災害時要援護者台帳」を作成してきました。これを、必要に応じて自治会、自主防災隊、民生委員児童委員協議会などの団体へ提供することで、情報の共有を図り、地域の非常時の体制づくりを行っています。また、平成 25 年（2013 年）6 月の災害対策基本法改正に伴い、これまでの「災害時要援護者台帳」に代わって「避難行動要支援者名簿」の作成が市に義務づけられ、これまで作成してきた「災害時要援護者台帳」からの移行を進めてきました。

一方で、避難行動要支援者名簿に登録をしたから、必ず援助があるという考え方はなく、市民一人ひとりが、「災害時には自分の身は自分で守る」と心がけることが肝要です。防災訓練などの地域活動に参加しながら、自治会をはじめとする地域の支援者、近隣者などとの良好な人間関係を保つように努力することが大切です。

また、過去の災害における被災地の復興活動や復旧活動において、いわゆる災害救援ボランティアが非常に大きな役割を果たしてきました。本市においては、災害救援ボランティアセンターマニュアルの更新と、災害救援ボランティアセンター設置の訓練の実施、被災地域への職員派遣や近隣市町との連絡会議等により関係機関との連携を強化してきました。今後も、定期的な訓練の実施など関係機関との連携強化や人材育成を進める必要があります。

今後の取り組み

災害時における支援活動の充実

大規模災害などに備え、災害対策において特に配慮が必要な人への対応を図るため、地域での取り組みを支援するとともに、地域の組織と在宅介護支援センターや介護サービス事業所等との連携のあり方について検討を進めます。また、障害者手帳の交付時など機会をとらえて避難行動要支援者制度の周知を図っていきます。

災害救援ボランティアセンターの充実

引き続き、研修会・被災地へ市社会福祉協議会職員の派遣や、災害救援ボランティアセンター設置にかかる市、市社会福祉協議会の合同訓練の充実により、人材育成と関係機関との間の連携の強化を図っていきます。また、災害救援ボランティアへの参加を希望する市民との協働について検討します。さらに、災害受援体制のあり方についても検討を進めていきます。

関連計画	地域福祉活動計画
------	----------

(2) 防犯の取り組み

現状と課題

近年、消費者被害が高齢者などに目立っています。悪質な住宅リフォーム、振り込め詐欺、還付金詐欺、はがき等を用いた架空請求など、その手口は段々と巧妙になってきています。これらは、高齢者や障害のある人の弱みにつけこんだ犯罪で、決して許されるものではありません。

また、消費者被害は本人からの訴えがなければ表面化しにくいため、特に一人暮らしの場合では、被害にあったという自覚がなく、問題として顕在化しないことも多くあります。

このような被害を防ぐためには、犯罪の手口や実態、対処法、相談窓口などを被害に遭う前に知っておくことが最も効果的です。

本市では、消費生活出前講座やワンポイント講座を実施するなど、被害防止のための啓発に努めています。地域全体で、こうした機会を利用するなど消費者被害を防ぐ取り組みが必要になっています。

地域防犯においては、その活動に取り組む団体相互のネットワークによる情報交換や共有化、そして何より良好な近隣関係を築いていくことが大きな力となります。

本市では、安全安心なまちづくりに向けた住民による自主的な防犯活動を促進するため、日々のパトロール等に必要な防犯用具等の購入について支援を行ってきました。

また、各地区で活動する自主防犯団体で構成する「四日市市地域防犯協議会」において、市内 3 警察署及び市の防犯関係部署が出席する会議を隔月で開催し、防犯に関する情報共有や団体間のネットワークづくりに取り組むほか、広く市民に向けた自主防犯意識の啓発にかかる講演会などを実施しています。

さらに、児童・生徒の安全確保のための連絡会議の開催や、犯罪被害者支援に向けた講演会を開催するなどしました。

今後も、市民主体の防犯活動が活発に行われるよう、関係機関と連携を密にし、さまざまな取り組みを進めていく必要があります。

今後の取り組み

消費者被害を防ぐ取り組みの推進

問い合わせの多い手口や被害拡大のおそれと考えられる事例について、市ホームページ等へ積極的に掲載し、情報発信に努めます。また、どのような消費者トラブルが多いのかについて、より詳細に分析し多様な問題に対応できるよう取り組みを進めます。

生活安全施策の推進

きめ細かな防犯活動が継続的に実施されるよう引き続き支援します。

また、防犯に関する関係機関との情報共有や団体間のネットワークのさらなる強化に努めるとともに、防犯メールによる情報提供などさまざまな手段を活用し、安全安心なまちづくりを進めます。

施策の方向 3-2. 安心して生活できる仕組みづくり

(1) 見守り体制の充実

現状と課題

高齢化の進行や核家族化を背景に、全国各地で痛ましい孤立死事件が発生しているほか、高齢者・障害のある人・子どもに対する虐待事件も多く発生しています。こうした孤立死の未然防止や、虐待の早期発見のためには、地域の見守り体制の充実が必要であり、防犯同様、良好な近隣関係を築くことが大きな力となります。しかしながら、こうした問題は表面化しにくいことも多いため、できるだけ見守りの目を増やしていくことが有効です。

本市では、市民の自宅を訪問する機会の多い、ライフライン事業者、配達事業者などと「見守り協定」を締結し、企業の協力を得ながら、孤立死の未然防止や虐待の早期発見に努めてきました。

また、認知症高齢者等の見守りについても、「高齢者みまもりネットワーク会議」において、連携体制を整備するとともに、認知症高齢者等ＳＯＳメールで、行方不明となった高齢者等の情報を市民や企業に配信する事業を推進しました。

今後も、地域における日常的な見守り体制を構築するため、市民や企業の協力を仰いでいくことが必要です。

今後の取り組み

見守り協定の締結促進

見守り協定を締結する協力企業の拡大を図り、地域全体で高齢者・障害のある人・子どもを見守るとともに、行方不明になった人や虐待で支援が必要な人を早期発見につなげる体制づくりを進めます。

関連計画	介護保険事業計画・高齢者福祉計画 障害者計画
------	---------------------------

認知症高齢者などへの見守りの促進

協力企業のさらなる拡大を図るとともに、認知症高齢者等ＳＯＳメールに加え、認知症高齢者等の事前登録制度やＳＯＳステッカーの普及に努めつつ、さまざまな方策の研究を進めます。

また、認知症サポーターや認知症フレンズ、民生委員・児童委員などを中心に、普段の暮らしにおける見守りや声かけを呼びかけるとともに、認知症高齢者の行方不明を想定した模擬訓練を実施するなど、地域住民による見守りの取り組みを推進します。

関連計画	介護保険事業計画・高齢者福祉計画 障害者計画
------	---------------------------

施策の方向 3-3. 自立して生活できる仕組みづくり

(1) 生活困窮者の自立支援

現状と課題

近年の経済環境の変化に伴い、国においては、平成 27 年（2015 年）4 月から生活困窮者の支援制度が開始されました。この制度は、日常生活を営む上で何らかの支障を抱え、将来的に生活保護となる可能性のある方で、自立が見込まれる方に対して包括的な支援を行っていくもので、全国の自治体に窓口が設置されることとなりました。

本市では、平成 26 年（2014 年）4 月から三重労働局と連携して「四日市市生活困窮者等就労支援事業」を開始し、社会福祉事務所内に就職相談コーナーを設置するなど、就労相談を行う体制を構築しました。生活に困窮して相談に訪れた人で就労を希望する場合には、就職相談コーナーの利用を積極的に働きかけ、就労につなげるよう努めました。また、事業を円滑に運営するために両者間で運営協議会を設置し、定期的な意見交換を行ってきており、関係機関との連携を深めています。

こうした中、生活困窮者自立支援法の施行を受け、生活困窮者の自立に向けた包括的な支援として、自立相談支援事業を実施しています。また、離職により住居を失うおそれのある人などに対して、一定の条件のもと、就職活動を支えるための家賃費用を住居確保給付金として有期で支給しています。さらに、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を実施しています。

現在は、関係機関への広報のほか、生活保護に関する相談の中から支援が必要な対象者の把握を行っていますが、今後は、生活困窮から抜け出し、安心して自立した地域生活が営めるよう、制度や支援内容の周知と関係機関との連携を強化することが求められます。

今後の取り組み

生活困窮者対策の推進

日常生活を営む上で何らかの支障を抱え、将来的に生活保護を受給する可能性のある方で自立が見込まれる方に対する包括的な相談支援として、自立相談支援事業を、引き続き実施します。また、住居確保給付金の支給についても引き続き実施します。

今後、より幅広く対象者を把握し、必要な支援につなげられるよう効果的な事業実施方法を検討するとともに、より一層の制度の周知を行います。

その他の事業の実施の検討

貧困の連鎖防止のため、子どもの学習支援事業を引き続き実施します。また、就労準備支援事業や家計改善事業などの国の事業体系における他の事業についても、他市の取り組み状況を参考にしながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

※生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護とならないようにすることを目的に、生活保護に至るおそれがあり自立が見込まれる人に対して相談支援や住宅確保給付金の支給をはじめとする支援を行う制度。

(2) 成年後見制度の利用の促進

現状と課題

介護保険制度の導入を契機に、福祉サービスは、それまでの措置制度から契約による利用へと移行し、利用者が自らの選択・責任で契約することになりました。しかし、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が、自分の預貯金、不動産などの財産を管理したり、介護サービスの利用や施設入所のための契約を結んだりすることは困難です。こうした人を保護し、支援する制度が成年後見制度です。

本市では、平成 21 年度（2009 年度）から市社会福祉協議会において成年後見制度の利用促進を進める成年後見サポート事業を開始し、成年後見制度の利用を必要とする方やその親族からの相談の受付、助言、情報提供、親族や民間の専門職による後見の申し立てに向けての手続き支援などを行ってきました。

平成 28 年（2016 年）4 月には成年後見サポートセンターを設置し、途切れのない包括的な総合相談体制の確立と成年後見制度のより一層の制度の利用促進を図っています。相談件数は、年々増加傾向にあり、相談内容は疾病、貧困、暴力行為、身元保証人の不在など複雑化しています。

また、成年後見制度の利用に至らずとも、福祉サービスの利用の仕方や、預貯金の引き出しなどの日常的な金銭管理や大切な書類の保管など、日常生活に不安がある人に対する支援も求められており、市社会福祉協議会が、平成 11 年（1999 年）から三重県社会福祉協議会の委託を受け、判断能力が低下した人に対し、「日常生活自立支援事業」を実施してきました。また、多様な課題に柔軟に対応できるように「権利擁護の総合相談窓口の設置」や「地域後見サポート事業」を充実させ、相談に訪れた人の状況に応じて、必要な支援機関につなげるための支援を実施してきました。

高齢化が進み、認知症高齢者等が増加する中で、この制度の必要性は一層高まると考えられることから、支援を必要とする人を必要な支援につなげられるよう、体制を強化していくことが求められます。

今後の取り組み

成年後見制度の啓発・相談支援

講演会や出前講座などを通じ、成年後見制度の利用について、より一層の周知・啓発を行うとともに、成年後見制度の利用を希望する方や、成年後見人等などからの相談を受け付け、助言・情報提供・手続きの支援を行います。

関連計画	地域福祉活動計画
------	----------

成年後見制度の利用を支える仕組みづくり

成年後見制度の利用を必要とする人を支えるため、適切な成年後見人等の選任を行えるよう、家庭裁判所、専門職の団体、市、市社会福祉協議会などさまざまな機関が連携する地域連携ネットワークの体制づくりに取り組めます。

関連計画	地域福祉活動計画
------	----------

成年後見人等の担い手の育成

成年後見制度の担い手として、積極的に専門職の活用を図り、担い手の裾野の拡大に取り組めます。

また、成年後見サポートセンターの専門員の業務を補助するサポーターの養成を進めつつ、制度の担い手としての市民との協働・適切な役割分担のあり方について検討を進めます。

関連計画	地域福祉活動計画
------	----------

※成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などのため判断能力が不十分な人に不利益が生じないように、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消したりできるようにする制度。

(3) 再犯防止の推進

現状と課題

安全・安心な暮らしを実現するためには、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠です。我が国の刑法犯の認知件数は、減少傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の割合は上昇し続け、約半数に達しています。これは、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰が困難な状況によるものです。このため、国民が犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、こうした人たちが再び社会を構成する一員となることを支援していくことが求められています。

本市においても、保護観察対象者の生活状況を把握した上で、立ち直りに必要な指導や家族関係、就学・就職支援に当たるほか、刑務所・少年院等から社会復帰を果たした際、スムーズに社会生活を営めるよう帰住先の環境の調整や相談を行う存在として保護司が数多く活動しています。さらに、過ちに陥った人たちの立ち直りを支援する女性ボランティア団体として更生保護女性の会が活動しています。

また、犯罪や非行をした人の中には、社会生活がうまくいかず生活困窮に陥り再犯に至る人もおり、加えて、薬物依存症に対しても対策が求められています。

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れること

が自然にできる社会にするため、市民への広報・啓発とともに、支援体制を構築することが求められます。

今後の取り組み

更生保護に携わる団体の支援と関係機関の連携強化

更生保護に携わる保護司会、更生保護女性の会などの活動を支援するとともに、次世代に活動がつなげられるよう、人材の発掘・育成を支援します。

また、刑事・司法関係機関と医療・福祉関係機関との緊密な連携により、必要な福祉支援へ結びつけることで安定した生活を実現し、再犯の防止へとつなげます。

社会を明るくする運動の推進

更生保護に携わる団体、自治会、民生委員・児童委員、青少年の育成に携わる団体、警察、教育委員会等と緊密に連携しつつ、強化月間を中心に、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」に取り組みます。

薬物乱用防止対策の推進

薬物乱用や薬物依存症の対策に当たる関係機関との連携強化を図ります。また、市民と協働し、不正大麻・けし撲滅を目的に「植えてはいけないけし」の除却を進めるとともに、薬物乱用防止対策協議会や自治会等と協働で啓発キャンペーン等を実施し、広く啓発を行っていきます。

学校教育においては、非行による児童・生徒の修学の中断を防止する観点も含め、薬物乱用防止や非行防止のための教育を推進します。

関連計画	保健医療推進プラン
------	-----------

※再犯防止対策

罪を犯した人が、自らの罪を悔い改め、犯罪や非行を繰り返すことなく、再び社会を構成する一員となるよう、社会復帰のための支援を行い、再犯を防止するための対策。

施策の方向 3-4. ユニバーサルデザインの推進

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

現状と課題

障害のある人や高齢者だけでなく、子どもや妊婦、外国人市民など、すべての人が気軽に外出できる環境は、その人の活力を引き出すためにも重要です。こうしたすべての人が安心して快適に暮らすためには、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりが必要です。特に不特定多数の人が利用する公共施設、道路、公共交通機関などは、その必要性が高いと言えます。

本市では、バリアフリー法及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、誰もが暮らしやすい環境づくりに努めています。例として、平成24年度(2012年度)に、障害のある人や要介護者が自動車を利用する際、駐車しやすい環境を整えるため、公共施設に「おもいやり駐車場」を整備しました。この取り組みは三重県下全域で進められており、民間の店舗にも広がっています。

また、市の各部局間の連絡会議を開催し、点字ブロック敷設などのバリアフリー化にかかる点検を実施しました。

このように、ユニバーサル社会の実現を目指す取り組みはすでに行われていますが、障害者差別解消法の施行により、障害のある人も含めた誰もが住みよいまちを実現するため、社会の中にあるさまざまな障壁（バリア）に対しても、より一層の環境の整備を推進していく必要があります。

今後の取り組み

さまざまな社会の障壁に対するユニバーサルデザインの導入

引き続き、公共施設へのユニバーサルデザインの導入を進め、民間施設などにも導入が促進されるよう、整備の必要性について広く周知を図ります。また、地域の福祉活動への円滑な参加に資するよう、施設面のみならず、さまざまな社会の障壁に対して、ユニバーサルデザインの発想をもとに環境整備を進めていきます。

関連計画	障害者計画
------	-------

(2) 心のバリアフリー

現状と課題

ユニバーサルデザインのまちづくりには、施設面などのユニバーサルデザイン化だけでなく、すべての人の協力と心づかいが大切です。中でも、最も大切なことは、お互いに理解を深めて「心のバリア」を取り除いていくことです。

心のバリアフリーは、高齢者や障害のある人などへの理解を深め、思いやりのある心で自分から進んで行動ができるような「気持ちづくり」であり、誰もができること、

そして取り組まなければならない大切なことです。心のバリアフリーを拡げていくためには、一人ひとりが他人事ではなく我が事として考えることが重要です

また、心のバリアフリーは、平成 28 年度（2016 年度）の障害者差別解消法の施行により、より一層、障害のある人への理解が求められています。今回実施したヒアリングでも、障害のある人からは「周囲からの心のバリアを感じる」との意見がありました。

本市では、毎年 12 月の障害者週間にあわせて実施している「四日市市障害者大会」において、障害者差別解消に関する基調講演、障害当事者の発表、啓発ポスターの展示などを行うとともに、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会による「こころの健康・福祉のフェスティバル」を実施し、障害のある人への理解を促進しました。

今後も、障害を理由とする差別を解消し、誰もが共生する社会づくりに向けて、啓発と交流による相互理解を進めていく必要があります。

今後の取り組み

啓発活動及び障害のある人との交流機会の周知

関係機関と連携して心のバリアフリーにつながるような啓発活動や、障害のある人との交流の機会の周知などの取り組みを進めます。

関連計画	障害者計画
------	-------

基本目標 4. 生きがいを持って暮らせる仕組みをつくる

施策の方向 4-1. 生きがいを持って暮らせる地域づくり

(1) 地域活動への参加

現状と課題

地域の連帯感（隣近所の付き合い）の希薄化によって、日常生活への不安は増えると言えます。今回実施したアンケートにおいても、他者との関係を持つとしない人が増え、地域活動に支障が出ているとの意見を多くいただきました。

特に、一人暮らしの高齢者や子育てに悩む人、外国人市民などにとって、近所や地域での関わりによる助け合いの活動は重要です。

これらの課題を解決するには、普段から地域でのつながりを持ちつつ、地域での活動やイベントに自らが参加して、地域の多くの人と交流を深めて互いに分かり合えるようになる必要があります。つまり、自治会などのコミュニティへの積極的参加が最も重要なものの一つです。

地域との「つながり」が、孤立を防ぐ最善の方法の一つであるため、一人でも多くの方が地域活動へ参加できるような呼びかけをしていく必要があります。地域のイベントを誰もが参加しやすい内容にし、隣近所で声をかけ誘い合うなどの取り組みが大切です。

今後の取り組み

地域活動への参加の呼びかけ

介護予防に資する「通いの場」を含む「ふれあいいいききサロン」を通して、地域での交流が深まるよう、市、市社会福祉協議会が連携しながら、引き続き運営に対する支援を行うとともに、地域における介護予防の活動をリードし支援する健康ボランティアの育成にも取り組みます。

関連計画

地域福祉活動計画

介護保険事業計画・高齢者福祉計画

(2) 社会参加の促進

現状と課題

会社を定年により退職した人は、仕事で培った豊富な知識や技術などの能力を持っており、地域にとって貴重な人材となります。退職後に地域で生きがいを持って暮らしていける環境づくりは、65歳以上の老年人口が増加していく中、ますます重要になっていきます。

そのためには、高齢者の社会参加を促進する必要がありますが、その役割を担って

いる機関として「シルバー人材センター」があります。

シルバー人材センターは、営利を目的とせず、直接の雇用関係はないものの、何らかの就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や、社会参加を希望する高齢者に対して臨時的、短期的な仕事を提供することを目的とした団体です。

本市のシルバー人材センターは、介護、子育て支援、家事援助サービスなどの福祉関係事業にも取り組んでいます。また、地域社会に貢献する地域ボランティアの活動が活発で、不法広告物の撤去、公共施設の除草、各種イベント時の清掃作業などの実施により、地域貢献を行っています。

今後の取り組み

シルバー人材センターへの支援と連携

地域福祉活動を通じて、地域ボランティアの育成とともに、シルバー人材センターが、定年後の充実した生活を支援する組織として中心的な役割を果たせるように支援を行い、連携を図っていきます。

(3) 顔の見える関係づくり

現状と課題

日常生活を営む上でさまざまな課題や悩み事を抱える人がいても、福祉サービスが行き届かないケースや、現在受けているサービス、支援では十分ではないケースがあります。

また、現在の制度では拾いきれないニーズや制度の谷間で必要なサービス、支援を受けることができない場合もあります。

さらに、一人暮らし、あるいは家族がいても支援がなかったり、地域から孤立していたり、判断能力が不十分であることなどにより問題解決能力がないため、公的な福祉サービスなどが十分に使えない人もいます。

このような場合は、特に意識して周囲から働きかけ、必要な支援に結びつけることが必要です。

今後の取り組み

顔の見える関係づくりの支援

地域で埋もれてしまっている課題を見付け、支援が必要な人と関係する機関や団体、地域とのつながりを持ちながら、さまざまな地域課題を他人事ではなく我が事として、丸ごと包括的に解決していく、いわば「顔の見える関係づくり」が必要となるため、こうした役割について検討を続けます。

(4) スポーツを通じた社会参加の促進

現状と課題

2020年に東京オリンピックそして東京パラリンピックが開催されることになりました。また、2021年に三重とこわか国体（第76回国民体育大会）が開催され、併せて三重とこわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）が開催されます。この大会は、障害のある選手が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的としています。

また、本市では、スポーツを通じて障害のある人の社会参加を促進するため、さまざまな取り組みを推進しています。

今後の取り組み

障害者スポーツを通じた障害への理解と啓発

障害のある人の社会参加に資するよう、2021年開催予定の三重とこわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）も含め、障害者スポーツに広く関心を持っていただくための取り組みを充実し、障害の理解について広く市民に周知啓発を行っていきます。

関連計画	障害者計画
------	-------

施策の方向 4-2. 地域の支え合いの場づくり

(1) 身近な交流の場づくり

現状と課題

核家族化の進行や、一人暮らしの世帯が増加しています。また、家族と同居していても、仕事などの関係で日中は一人であるという世帯も多数あります。このような状況では、特に高齢者や子育て中の保護者などは閉じこもりがちになるため、これを防ぐためにも、誰もが気軽に集まれる場が必要です。

普段から気軽に立ち寄ることができて、そこで困りごとを何でも相談できる場があり、頼りになる人がいるということは、安心できる生活につながるだけでなく、情報交流の場、ふれあいの場となることで、地域の活性化にもつながります。

核家族化の進行は、今後も予想されるため、高齢者のみならず、地域は次世代を育む場との視点から、子育て支援も視野に入れたふれあいの場づくりに努めます。

今後の取り組み

子育て支援も視野に入れた身近なふれあいの場づくり

「ふれあいいきいきサロン」の運営に関して、市、市社会福祉協議会が連携しながら、活動がさらに充実するよう支援するとともに、活動が発展できるようコーディネートを強化します。また、子育て家庭が地域でつながり安心して子育てできるよう地域住民が主体となって地域内で子育て家庭が集える場としての子育てサロンを開催します。

関連計画	地域福祉活動計画
	介護保険事業計画・高齢者福祉計画
	子ども・子育て支援事業計画

(2) 地域福祉活動の仕組みづくり

現状と課題

本市においては、地区市民センターが地域振興のために、地域的諸課題に関することや地域福祉に関することなどの業務を担ってきました。今後も地区市民センターを地域福祉活動の重要な拠点として位置づけます。

また、地域の福祉課題を抽出するとともに課題解決につなげていく仕組みとして、地域の各種団体の代表者や事業者、市などが参加する地区地域ケア会議を地区ごとに開催しています。

今後の取り組み

地区地域ケア会議の開催

引き続き、地域の各種団体の代表者や事業者、市などが参加する地区地域ケア会議を開催するなど、関係者が連携しながら、課題解決に向けた取り組みを進めます。

関連計画

介護保険事業計画・高齢者福祉計画

(3) 子育て支援

現状と課題

核家族化の進行や、一人親家庭の増加など、子どもを取り巻く社会の変化によって、子育てに不安や悩みを持つ親が年々増加しています。

本市では、安心して産み育てることができる環境を整えるため、本市で育つすべての子どもに対して、さまざまな角度から支援を進めています。

子育て支援センターを設置し、子育て中の保護者が孤立しないよう支援するとともに、子育て世代の男性を対象とした子育てマイスター養成講座の開催により父親の子育てへの参画を促しています。

さらに、家庭における養育力の向上を支援する観点から、平成 26 年度（2014 年度）より養育支援訪問事業を実施しています。対象となる家庭を訪問し、育児・家事支援や保健師等による専門相談、指導等を通じて、子育てに関する課題を早期に発見する取り組みを進めています。

一方、子どもへの虐待の事例も発生しており、これを未然に防ぐには、地域で日頃からそういう状況がないかをお互いに気にかける関係づくりが大切であり、「子育て支援の輪」を拡げることが重要です。現在、保健・福祉・教育・警察などで組織される「四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議」が設置されており、関係機関の連携を強化し、学校、保育園、幼稚園、こども園、地域等に対して、通報・通告に関する周知啓発などの取り組みを進めてきました。

地域においては、民生委員・児童委員及び主任児童委員を中心とした「地域子育てネット0～6」訪問活動として、主に0歳から6歳の未就園児のいる家庭への訪問活動を行い、子育て情報の提供や必要に応じた相談活動を行っており、他にも地区独自で子育てサロンや保育園、幼稚園、こども園の子育て支援事業への協力などの活動を行っています。また、民生委員・児童委員の中から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員は、児童福祉関係機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助や協力、学校との協力、地域での子育て支援活動など活発な活動を行っています。

一方、行政においても子育ての孤立を防ぐために生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供を行う中で、さまざまな不安や悩みを聞き、母子の心身の状況や養育環境などの把握を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供へとつなげていくための「こんにちは赤ちゃん訪問」を行うほか、

育児教室や育児相談などによる支援を行っています。

子どもを取り巻く課題を解決するためには、行政をはじめ関係機関の連携はもちろん、地域での取り組みが大切であり、特に、乳幼児家庭の孤立を防ぐことが重要です。

今後の取り組み

地域との連携による乳幼児のいる家庭と地域とをつなぐ機会づくり

子どもも保護者も共に安心して暮らせる地域づくりを進めるため、行政と地域が連携し、さまざまな取り組みを行い、子どものいる家庭と地域とをつなぐ機会づくりの促進に努めます。

特に、乳幼児家庭の孤立を防ぐため、引き続き妊産婦及び乳幼児の生活環境、養育状況の把握に努め、必要時、地域を含めた関係機関と連携した支援を行います。

関連計画	子ども・子育て支援事業計画
------	---------------

基本目標 5. 福祉事業者の活動を支援する

施策の方向 5-1. 健全な運営への支援

(1) 相談・助言・指導監査等の的確な実施

現状と課題

福祉サービスの提供において、福祉事業者は、非常に大きな役割を担っています。

平成 28 年(2016 年)には、社会福祉法において、社会福祉法人は評議員会の必置化、議決機関化、理事・監事等の権限・責務の明確化、情報公表システムの導入等、大きな改正がありました。福祉事業者には、制度の情報を正確に把握し、サービス提供に反映させていくことが求められています。

社会福祉法の改正により、本市は、平成 25 年度(2013 年度)から、市内で活動する社会福祉法人の所轄庁となり、従来から実施してきた相談助言に加え、指導監査の権限を持つこととなりました。また、介護保険施設等については、地域密着型サービス等に加え、平成 30 年度(2018 年度)から、居宅介護支援について指定・指導の権限等が市に移行しました。

指導監査は、各法人の適正な運営に寄与するだけでなく、利用者の利益の保障、受益の向上を大きな目的としたものです。指導監査対象は年々増加しており、指導監査の質を保ちながら、その増加に対応していくことが求められています。

今後の取り組み

福祉事業者への指導・助言

中核市への移行を見据えつつ、所轄庁として、指導監査に加え、制度改正への対応などの助言や研修を通じて十分な支援を行い、福祉事業者の資質向上に努めます。

また、指導監査で、指摘の多い事項などについては、集団指導などを通して指導を行います。

(2) 苦情解決制度の活用

現状と課題

苦情解決制度とは、社会福祉法第 82 条において、「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない」と規定され、事業者における「苦情解決」の体制整備が求められている制度のことです。

利用者本位の福祉サービスが提供されるためには、利用者の権利を擁護する必要があります。利用者事業者との間での問題を公平、公正に解決できれば、利用者の満足度も高まり、安心して福祉サービスが利用できます。そのためには、事業者はこの制度への取り組みを促すとともに、利用者側への制度の浸透が重要です。

今後の取り組み

苦情解決制度の活用の促進

引き続き、指導監査のみならず、研修などを通じて事業者における苦情解決制度への取り組みを促すとともに、苦情受付・解決への体制整備を促していきます。また、利用者側への制度の周知に努めます。

(3) 市の考える事業者のあり方の周知

現状と課題

福祉サービスの提供については、行政や社会福祉法人中心から民間企業や非営利団体などさまざまな主体が参入し、事業者間に競争原理が働くようになりました。

本市でも、介護保険の分野を始め、多様な事業者の参入が見られますが、事業者として、利用者が安心してサービスを受けるための専門性の確保が重要であり、利用者本位でサービスが提供されることが最も大切なことだと言えます。最近では、虐待の防止、強度行動障害への対応、医療的ケアなど、より一層専門的な対応が求められてきています。一方、事業の継続性も大事な要素だと言えます。今後の福祉事業者には、専門性を維持しながら安定した経営ができることが求められています。

今後の取り組み

専門性・安定性のある事業者の確保

指導監査の機会をとらえて、専門性、安定性、利用者本位など、本市が求める事業者のあり方を周知するとともに、専門的な対応にかかるスキルアップに向けた研修を実施し、その確保を図ります。

また、利用者の自立支援・重度化防止に資する取り組みを進めるため、こうした取り組みを事業者に促す仕組みづくりについて検討します。

施策の方向 5-2. 良質なサービス提供のための支援

(1) サービスの質の向上

現状と課題

福祉施策においては、さまざまな制度改正が行われ、「措置から契約へ」という基本的な考え方の中で、利用者自身がサービスの選択ができるようになりました。

そのため、各福祉事業者においては、経営的な視点を考慮しつつ、質の高いサービスの提供が必要となっています。

現在、事業者では、行政、事業者相互の連携を図るため、業種ごとに連絡協議会を設置しています。こうした連携は、事業者全体のサービスの質の向上に非常に有効です。

今後の取り組み

制度改正やスキルアップ研修の情報提供などによる支援

引き続き、制度改正など福祉制度に関することや事業所職員のスキルアップにつながる研修の情報を積極的に提供するなど事業者の支援を行い、サービスの質の向上を図ります。

(2) 福祉事業者の人材確保と育成

現状と課題

福祉事業者に従事する人材の確保と育成は、事業者にとって大きな課題であるだけでなく、多様化する福祉サービスへの需要に応えるためにも重要なことです。

国においては、介護従事者の離職率の高さに着目し、その原因として指摘されている労働条件の改善に向けての取り組みとして、介護報酬の引き上げを実施してきました。

三重県でも、保健・医療・福祉分野での優秀な人材を確保するため、これらの分野に関わる業務の啓発に努めるほか、優秀な人材と優良な事業者を結びつけるために、社会福祉法に基づき、福祉人材センターが設置されています。

本市でも、こうした、人材のマッチングや資格取得支援などの取り組みに関する情報提供に努めるとともに、介護職員定着のための研修に取り組んできました。

しかし、福祉事業者は人材不足の状況にあり、その一方でより一層専門的な知識や経験が求められています。

今後の取り組み

介護従事者の人材確保と育成

人材のマッチングや資格取得支援などの取り組みに関する情報提供に努めるととも

に、市で取り組んでいる介護職員定着のための研修を継続・充実させます。
また、介護の仕事に興味を持ってもらうための啓発の実施等について検討します。

関連計画	介護保険事業計画・高齢者福祉計画
------	------------------

(3) 地域との連携

現状と課題

社会福祉法人をはじめとする福祉事業者が、地域福祉の増進に寄与してきた実績は評価されるものであります。

また、福祉事業者は社会福祉事業の中心的な役割を果たすだけでなく、地域におけるさまざまな福祉ニーズにきめ細やかに柔軟に対応し、「制度の谷間」に陥っている人を支援することも今後期待される役割です。

地域の福祉課題は、市民、事業者、市の皆で話し合っ解決していくことが求められていますが、その中で、事業者は、地域の福祉課題について福祉サービス等によって対応することができます。市民と事業者は、互いに相手の特性を生かしながら、地域の生活課題の発見、解決という共通の目的のために協働する相手であると言えます。

このように、地域に根ざした事業活動のためには、地域との連携を図ることが大切です。

今後の取り組み

市、市社会福祉協議会の連携による事業者への支援

事業者が地域の福祉サービスの担い手としての役割を十分に果たし、地域の期待に応えることができるよう、市、市社会福祉協議会が連携し、支援していきます。

第5章 計画の推進体制

1. 市民、事業者、市の役割

(1) 市民の役割

地域福祉を推進する上では、各地域における福祉活動が市民によって担われ、市がその地域の特性を踏まえて市民ニーズにあった支援を行うことが大切です。安全で安心して暮らせるまちづくり、地域づくりの実現を目指す中で、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

そのためには、市民一人ひとりが、地域福祉活動の担い手であることを認識して、地域活動、各種行事への自主的な参加、ボランティア活動などへの積極的な参加により、地域でのつながりを強化して、福祉に対する意識を高める必要があります。

(2) 事業者の役割

事業者は、福祉サービスの提供者として、大きな役割を担ってきました。今後も利用者の立場に立った福祉サービスの提供により、利用者の自立を支援するほか、サービスの質の確保、利用者の権利擁護、さらには事業内容やサービスなどの情報開示など、これまでも増して社会的責務も重くなっています。

また、地域福祉ニーズの多様化により、利用者への新たなサービスの提供、支援をはじめ、関係団体との連携や地域活動への参画などが求められています。

(3) 市の役割

市は、社会福祉に責任を負う主体として、さまざまな施策を効率的、効果的かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営する役割を担います。

また、市民との協働の相手方として、市民が地域福祉活動を行うための基盤整備や、専門的な支援を必要とする困難な事例への対応、あるいは市民の地域福祉活動と公的な福祉サービスとのつながりを良くすることなども重要な役割だと言えます。

一方で、複雑な課題を抱えた人が市の窓口を訪れた場合には、複数の担当課や機関での調整が必要な場合があります。本市では、課題を抱えた本人や家族の負担を少しでも軽減するために、関係各課の職員で構成する対応チームを組織化していますが、引き続き活用を図っていくこととします。

今後も、市民ニーズ、地域特性の把握を的確に行い、関係機関と相互に協力、連携しながら、地域福祉の推進、市民の福祉の向上に努めます。

2. 民生委員・児童委員（主任児童委員）の役割

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として、常に市民の立場に立って身近な福祉の相談に応じ、必要な情報の提供などの援助を行うとともに、関係機関や市への協力などの役割を担っています。

本市の民生委員・児童委員の定数は602人であり、26の地区ごとに組織された民生委員児童委員協議会の構成員として、その地区の状況にあわせた活動を展開しています。そして、この602人のうち55人は、主任児童委員として児童福祉に関する事項を専門的に担当することとしています。

具体的には、子どもの虐待未然防止を目的とした「地域子育てネット0～6」訪問活動、子育てサロンの開催や協力支援、保育園・幼稚園・小学校・中学校との連携、要援護高齢者宅への訪問活動や見守り活動、ふれあいいいききサロンへの協力、避難行動要支援者制度への協力、地域福祉活動への参画、協力など、多岐にわたっています。

民生委員・児童委員の役割は、児童から高齢者まで幅広く、虐待や悪徳商法、防災など複雑多様化する新たな課題への対応にも広がってきています。こうした状況などから、3年に1度行われる改選時には、新たな委員の確保が困難となっています。

こうした課題には、民生委員・児童委員だけで対応するのではなく、市や地域、関係機関との連携が必要です。このため、市民に民生委員・児童委員の活動を理解してもらうよう、広く周知を図ります。さらに、民生委員・児童委員の活動に活用できる情報の提供やスキルアップにつながる研修会の開催などを行います。また、地区民生委員児童委員協議会の定例会（月1回開催）には、市社会福祉協議会の職員や市職員が出席して、制度改正、連絡事項について周知し、両者の連携強化を図るとともに、地域の課題を共有するなど民生委員・児童委員の活動が円滑に行われるよう支援に努めます。

3. 市と市社会福祉協議会の連携

市町村社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進するための営利を目的としない民間組織として、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現行の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。また、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進役」として明確に位置づけられました。

これらのことから、市社会福祉協議会は、地域福祉活動計画に基づき、地域で暮らす人々のほか、民生委員・児童委員、福祉事業者といった社会福祉関係者、保健・医療・教育等の関係機関の参加、協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができる「福祉のまちづくり」の実現を目指したさまざまな活動を行っています。

このため、市社会福祉協議会は、本計画の目標を達成するため大きな役割を担うことが期待されることから、市と市社会福祉協議会の連携をより一層強化していきます。また、本計画に基づき、市社会福祉協議会において第6次地域福祉活動計画（2019年度策定予定）の策定を行う予定です。

4. 終わりに

地域の多様な福祉課題に対応するためには、地域福祉の推進が重要であり、市民、自治会等地域団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人、福祉事業者など市民一人ひとりが地域福祉の担い手であることを認識することが必要です。

しかし、個人を優先する社会の風潮の中で、市民の自発的な活動を期待しているだけでは、地域福祉の推進には限界があり、また、地域社会との付き合いが煩わしく感じられるなど地域自体が負の側面を持っていることも事実です。

そのため、市は、福祉サービスの基盤づくりや、地域福祉活動の市民参加を促進する仕組みづくりなど、地域福祉の円滑な推進に努め、また、市民や関係団体と連携し、地域福祉推進の協働体制の確立に努める必要があります。

今後も、四日市市地域福祉計画検討委員会を定期的を開催し、関係団体の活動状況や新たな地域の福祉課題などについて情報交換を行い、課題の解決を探っていくと同時に、市民が能動的な意思のもと、地域福祉活動を行えるような仕組みを検討していきます。

四日市市地域福祉計画検討委員会 委員名簿

	氏 名	選出団体等
学識経験者	三好 禎之	名古屋経営短期大学 教授
関係団体代表	谷口 富夫	四日市市自治会連合会
関係団体代表	渡邊 美知夫	四日市市地区社会福祉協議会連絡協議会 副会長
関係団体代表	佐久間 照子	四日市市老人クラブ連合会 会長
関係団体代表	藤澤 和実	四日市市民生委員児童委員協議会連合会 会長
関係団体代表	安田 淳	四日市市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部会
事業者団体代表	鈴木 廣子	北勢地区老人福祉施設研究協議会 会長
関係団体代表	鈴木 二三子	四日市市身体障害者団体連合会
関係団体代表	恒矢 景子	四日市人権擁護委員協議会 四日市地区委員会
関係団体代表	服部 司	社会福祉法人四日市市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
関係団体代表	伊藤 愛子	四日市保護司会 副会長

(敬称略)

第4次 四日市市地域福祉計画 2019年3月

四日市市健康福祉部健康福祉課

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

TEL 059-354-8109 FAX 059-359-0288

E-mail kenkoufukushi@city.yokkaichi.mie.jp

〈四日市市ホームページ〉 <http://www.city.yokkaichi.lg.jp>